

## 「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書(案)」 に対する意見及びそれに対する考え方

- 意見募集期間：令和3年3月6日(土)から同年4月5日(月)まで
- 意見提出数：41件(法人・団体:34件、個人:7件)
- 意見提出者：※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	19	有限会社ナインレイヤーズ
2	一般社団法人テレコムサービス協会	20	株式会社新潟通信サービス
3	アルテリア・ネットワークス株式会社	21	ビッグロープ株式会社
4	株式会社IDCフロンティア	22	UQコミュニケーションズ株式会社
5	株式会社アットアイ	23	LINEモバイル株式会社
6	EditNet株式会社	24	Wireless City Planning株式会社
7	オーシャンブロードバンド株式会社	25	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
8	沖縄セルラー電話株式会社	26	東日本電信電話株式会社
9	沖縄通信ネットワーク株式会社	27	日本電信電話株式会社
10	関西ブロードバンド株式会社	28	西日本電信電話株式会社
11	KDDI株式会社	29	株式会社NTTドコモ
12	Coltテクノロジーサービス株式会社	30	株式会社ジュピターテレコム
13	ZIP Telecom株式会社	31	株式会社オプテージ
14	ソフトバンク株式会社	32	楽天モバイル株式会社
15	株式会社ソラコム	33	在日米国商工会議所
16	中部テレコミュニケーション株式会社	34	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
17	株式会社TAM	-	個人(7件)
18	徳之島ビジョン株式会社		

※ 意見に対する考え方においては、各法人の名称について、「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書(案)」に記載の略称を用いて表記しています。

## ■ 総論

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1-1 「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の取りまとめにあたっては、「情報通信行政検証委員会」の検証結果も踏まえた検討、取りまとめが必要。</p> <p>そのため、①NTTドコモ完全子会社化に係る一連の行政対応が歪められていなかったか、「情報通信行政検証委員会」による徹底した真相究明を行うこと、②検証委員会の検証結果を踏まえて改めて議論を行い報告書に反映するとともに、それが完了するまで、NTTドコモ完全子会社化を踏まえた一連の統合・再編成が一方向的に進められないよう、総務省がNTT持株などを指導・徹底すること、③今回の事案により行政の公正性に疑義が生じたことを踏まえ、今後の検討・検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を図ること、の3点を要望。</p>		
<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弊社共は、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の取りまとめにあたっては、要望の背景にあるとおり、「情報通信行政検証委員会」の検証結果も踏まえて検討、取りまとめることが必要であると考え、以下の3点を要望します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>「公正競争確保の在り方に関する検討会議」が、日本電信電話株式会社（以下、「NTT持株」という。）による2020年9月29日付けの株式会社NTTドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）に対する株式公開買付け手続きに端を発していること、及び当該事案と今般のNTT持株と総務省の関係において判明した事案等により、情報通信行政が歪められたのではないかと疑念が国民に生じている状況を踏まえ、NTTドコモの完全子会社化に係る一連の行政対応が歪められていなかったか、「情報通信行政検証委員会」による徹底した真相究明を行うこと。</li> <li>「情報通信行政検証委員会」の検証結果を踏まえ、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の措置内容が十分なのか、さらに強化すべき措置内容がないのか等、改めて議論を行い、当該議論の結果を報告書に反映すること。それが完了するまでの間、NTTドコモによるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社の子会社化といった、NTTドコモの完全子会社化を踏まえた一連の統合・再編成等について一方向的に進めることのないよう、総務省がNTT持株等を指導・徹底すること。</li> <li>NTT持株等と総務省の関係において判明した事案等により“行政の公正性”に疑義が生じたことを踏まえ、今後の検討及び検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を図ること。</li> </ol> </li> </ul> <p>【要望の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年9月29日、NTT持株が情報通信市場を取り巻く環境変化等を理由に“NTTドコモのさらなる強化”を掲げ、NTTドコモの完全子会社化を目的に公開買付けの開始を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021年3月16日、総務省職員による国家公務員倫理法違反により、関連する情報通信行政がゆがめられたのではないかと疑念が生じている状況を踏まえ、これを第三者の視点から検証するため、情報通信行政検証委員会（以下「検証委員会」という。）が設置されました。</li> <li>○ 本報告書案についての意見募集は、2021年3月6日から同年4月5日にかけて実施したところ、検証委員会において、NTTグループを巡る政策決定についての検証がなされることを受け、本報告書のとりまとめに当たっては、検証委員会の検証結果を踏まえることとしました。</li> <li>○ 2021年10月1日、検証委員会より検証結果最終報告書が公表され、同報告書においては、「NTTドコモの完全子会社化については、これを妨げるようなNTT法等による直接的な規律がないとする総務省の判断は、法の規定そのものを見る限りでは妥当である。同法等の趣旨あるいは公正競争確保の観点から適切に</li> </ul>	有

しました。

- NTTドコモの完全子会社化は、NTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された政府措置<sup>※1</sup>の“完全民営化”の方針に逆行するものであり、NTTドコモに対するNTT持株の出資比率の低下を求めてきた過去の電気通信審議会答申や郵政省報道発表、閣議決定等の趣旨に明確に反するものでありましたが、公開買付けの公表後、同買付け期限である2020年11月16日までの期間においては、総務省は本件に関し特段の措置を講じることなく、当該株式公開買付けの終了後にはじめて「電気通信市場検証会議」の下に「公正競争確保の在り方に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設け、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から必要な方策等について検討を開始しました。

※1 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」（1990年3月30日、郵政省）

- 検討会議は関係者の議論等を経て、2021年3月5日に報告書（案）を公表し、同年4月5日を期限として広く意見の募集を開始しましたが、報告書（案）の公表後にNTT持株等と総務省の関係において判明した事案等により、同年3月16日、「情報通信行政がゆがめられたのではないかの疑念が国民に生じている状況を踏まえ、これを客観的かつ公正に検証するため、総務省に（略）情報通信行政検証委員会（以下「委員会」という。）を置く」<sup>※2</sup>とされ、同年3月17日に第1回の委員会が開催されたところです。

※2 「情報通信行政検証委員会の設置について」（2021年3月16日、総務省）

- このような状況の下、弊社共は上記の事情変更を踏まえることなしに、同年3月5日時点で公表された報告書（案）に基づき取りまとめを進めることは適切ではなく、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から必要な方策については、改めて情報通信行政検証委員会の検証結果も踏まえて検討することが必須であるものと考えます。

【株式会社IDCフロンティア、株式会社アットアイ、EditNet株式会社、オーシャンブロードバンド株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、沖縄通信ネットワーク株式会社、関西ブロードバンド株式会社、KDDI株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社、ZIP Telecom株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ソラコム、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社TAM、徳之島ビジョン株式会社、有限会社ナインレイヤーズ、株式会社新潟通信サービス、ビッグロブ株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、LINEモバイル株式会社、Wireless City Planning株式会社】

については議論の余地があるものの、完全子会社化後速やかに、NTTグループに対する、公正競争を確保するための新たな行為規制等を「公正競争確保の在り方に関する検討会議」で検討するなどしており、総務省の対応に問題があったとは言えない。ただ、総務省の判断の妥当性は、同グループに対する新たな行為規制が機能することが前提となることから、総務省には、今後、新たな規制の機能状況の実効ある検証を求める」などとされています。

- 実効ある検証が必要であるとの同報告書の内容は、本検討会議の報告書の内容と同一の方向性にあるものであり、意見募集に寄せられたご意見も踏まえて議論を行い、所要の修正を行った上で、今般、本報告書を取りまとめることとしました。

- なお、本報告書案においては、既存ルール等の遵守状況の検証を行い、検証を通じて競争上の課題が明らかになるなど既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきとするとともに、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行うべきとしております。

- 今後、本報告書の内容を踏まえて、総務省において、公正競争条件の遵守状況の確認も含む市場検証の強化のための検討や、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTドコモの指定等を速やかに行っていくべきと

	考えます。	
<b>意見0-1-2 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、NTT東西が保有するボトルネック設備の公平利用の担保が必要。</b>		
<p>今回の日本電信電話株式会社（以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。）による株式会社NTTドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のためには、以下の担保が必要です。</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東・西」という。）が保有するボトルネック設備の公平利用の担保</p> <p>将来にわたって、ボトルネック設備の公平利用を担保するためには、NTT東・西間及びNTT東・西とNTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTTコム」という。）等、NTT東・西と他の事業者との合併・統合等は禁止されるべきであり、更には、NTT東・西と資本的に一体化するNTTドコモとNTTコム等の合併・統合等も禁止されるべきだと考えます。</p> <p><u>この点、公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書（案）（以下、「本報告書（案）」という。）で「NTT東西は、NTT法において、地域電気通信事業を営営することを目的とする会社と定められており、その業務範囲は規制されている。仮に、NTTドコモやNTTコムと合併等を行った場合、それに伴い統合される事業は、業務範囲規制に抵触するものと考えられる。なお、NTT東西による合併等の決議はNTT法第11条により、総務大臣認可事項である。」と明記されたことに賛同いたします。</u></p> <p>一方で、NTTドコモとNTTコム等の合併・統合等に関する規律は不十分であり、後述のように、旧NTTから分離した会社の統合・再編・一体化についてはNTT持株の事業計画認可に含める等、規律を強化すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ NTT持株の事業計画の認可に係るご意見については、「意見0-2-1」に対する考え方のとおりです。</p>	無
<b>意見0-1-3 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、禁止行為規制の対象事業者を含むネットワーク統合の禁止が必要。</b>		
<p>今回の日本電信電話株式会社（以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。）による株式会社NTTドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のためには、以下の担保が必要です。</p> <p>2. 禁止行為規制の対象事業者を含むネットワーク統合の禁止</p> <p>禁止行為規制の対象事業者と特定の電気通信事業者におけるネットワーク統合は、禁止行為規制の対象事業者による特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いによるものであることから、</p>	<p>○ 禁止行為規制の対象事業者と特定の電気通信事業者におけるネットワーク統合については、それ自体が直ちに禁止行為規制に違反するとはいえ、個別具体的な実態を踏まえる必要があると考えます。</p> <p>○ なお、本報告書案第3章2②(b)の「対応の方向性」においては、「仮にNTTコムとNTTドコモのネット</p>	無

<p>既成事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要があると考えます。</p> <p>この点、本報告書（案）において、公正競争条件を遵守する観点からは「これまでの経緯を踏まれば、NTTコムとNTTドコモのネットワークは、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきであり、仮にNTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、累次の公正競争条件を維持し、引き続き、一体化されたNTTコムとNTTドコモのネットワークは、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきである。」と示されたことは賛同するものの、上述のとおり、禁止行為規制の対象事業者を含むネットワーク統合が直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>ワークが一体化される場合であっても、(略)引き続き、(略)NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきである」としており、また、「将来的には、(略)固定網と移動網のコア網の融合など、ネットワークの在り方が変化していくことも想定されており、そのような変化に対応した規制の在り方等についても、検討していく必要がある」としております。</p>	
<p>意見0-1-4 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、IOWN等の次世代ネットワークに対する接続ルール同等のルールの適用が必要。</p>		
<p>今回の日本電信電話株式会社（以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。）による株式会社NTTドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のためには、以下の担保が必要です。</p> <p>3. 将来においても、光ファイバやコロケーション等に対する接続ルールを維持し、IOWN等の次世代ネットワークに対しても接続ルール同等のルール適用</p> <p>本報告書（案）で、「IOWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、光ファイバ等の設備単体での提供や様々な機能単体での提供も含め、必要なアンバンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、ネットワーク利用の具体的意思がある他事業者が必要な機器を調達した上で、ネットワークを構築した事業者と同時に、サービスインが可能となるようにする必要がある。これまでの規律がなし崩しになることを避けるため、設計段階から必要な相互運用性を確保するための基本的な原則を定めておくなどルールを事前に明確にするよう、あらかじめ議論していく必要がある。」との方向性が示されたことに賛同いたします。</p> <p>NTTによると、IOWNは、2024年の仕様確定、2030年の実現をめざして、研究開発が進められている（※1）ことから、上記の事前ルールの議論については、仕様確定に反映できるように進める必要があると考えます。</p> <p>（※1）NTT R&amp;D Website (<a href="https://www.rd.ntt/iown/0004.html">https://www.rd.ntt/iown/0004.html</a>)。2021年4月2日現在。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ なお、本報告書案第4章3の「今後の対応」においては、「ネットワークを巡る環境変化を常に注視しつつ、(略)ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設ける必要がある」としております。</p>	<p>無</p>
<p>意見0-1-5 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、接続ルールの運用等に係る諸課題に対する措置及び累次の公正競争ルールに対する毎年の検証の実施が必要。</p>		
<p>今回の日本電信電話株式会社（以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。）による株式会社NTTドコモ（以下、「N</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承</p>	<p>無</p>

<p>TTドコモ」という。)の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のためには、以下の担保が必要です。</p> <p>4. 接続ルールの運用、卸取引、グループ優遇等に係る諸課題に対し措置を講じるとともに、累次の公正競争ルールが損なわれていないか毎年の検証を実施</p> <p>本報告書(案)において、電気通信市場検証会議(以下、「市場検証会議」という。)において、検証の強化も含めて、既存ルール等の遵守状況などの検証を、可能な範囲で速やかに実施していく方針が示されたことに賛同いたします。</p> <p>なお、具体的な検証項目等については、更なる検討が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>ります。</p> <p>○ なお、具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	
<p><b>意見0-1-6 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、3年後を目途とした「NTTの在り方議論」の実施(ただし、毎年の検証で問題が生じた場合等には、直ちにNTTグループの在り方を含めた検討の実施)が必要。</b></p>		
<p>今回の日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。)による株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のためには、以下の担保が必要です。</p> <p>5. 3年後を目途に“NTTの在り方議論”を実施。ただし、毎年の検証で問題が生じたり、NTTの一体化・統合が進展する等、今回の議論の前提が大きく変わることがあれば、直ちにNTTグループの在り方を含めて必要な検討を実施</p> <p>本報告書(案)で、「これまでの考え方と同様に、毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。」との考えが示されたことに賛同いたします。</p> <p>ただし、既存ルール等の個別検証のみではなく、今回のNTTドコモ完全子会社化による電気通信市場への影響を総括する総論的な検証が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ なお、検証の在り方については、NTTドコモの完全子会社化による影響などの市場環境の変化による影響も踏まえつつ、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見0-1-7 NTTドコモの完全子会社化等を通じ、将来のBeyond5G(6G)やIOWN構想等に向けた研究開発力・サービス創出力の強化等を図っていく考え。</b></p>		
<p>当社は、NTTドコモの完全子会社化等を通じ、将来のBeyond5G(6G)やIOWN構想等に向けた研究開発力・サービス創出力の強化等を図っていく考えです。</p> <p>こうした取組みにより、以下の点において社会へ貢献してまいります。</p> <p>✓ 世界で利用される情報通信機器・ソフトウェア・サービスを開発し、グローバルへの展開や情報</p>	<p>○ いただいたご意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>通信国際標準への貢献を行うことにより、我が国の産業の国際競争力の向上に寄与。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓アフターコロナを見据え、デジタル化やスマート化の普及促進、地域社会・経済の活性化といった社会的課題の解決に貢献。</li> <li>✓安心・安全な通信基盤を確保・整備し、事業継続性の向上、情報通信の災害時の強靱化、サイバーセキュリティの強化に取り組む。</li> <li>✓より使いやすく、安価なサービス・料金の提供を通じて、情報通信産業の発展と顧客満足度の高いサービスを実現。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社は、NTTグループの中核として、NTTコミュニケーションズやNTTコムウェアの能力活用等、各社との連携の一層の強化を早期に実現し、サービス創出力・提供力の強化、通信ネットワークの競争力強化を図ることで、多様化するお客さまニーズにトータルで応えられる存在へと変革していきます。</li> </ul> <p>こうした取組みにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ より便利で使いやすいサービスをいち早く創出し、お客さまに提供</li> <li>✓ 社会・産業のデジタル化・スマート化の実現を通じて社会課題の解決に貢献</li> <li>✓ 次世代ネットワーク（6G・IOWN）の実現に向けた取組みを早期に強化し、ICT産業の更なる発展・国際競争力の向上に貢献</li> </ul> <p>等をめざしていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p><b>意見0-1-8 NTTドコモ完全子会社化とNTTコム等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモやNTTコム等との関係は変わらず、NTT東西は、引き続き公正競争条件を遵守するため、公正競争に与える影響はなく、漠然とした懸念に基づく新たな規制は不相当であり、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではない。</b></p>		
<p>〈当社に対する規制について〉</p> <p>今回、NTTドコモの完全子会社化等を契機とした公正競争上の懸念が挙げられ、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者指定が必要であるとされていますが、今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。</p> <p>当社は、以下のとおり、引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当社の特定関係事業者指定すべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当社が提供する光アクセス回線等に対しては、接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を確保するための厳格な接続ルールが課されています。</li> <li>✓ これまで当社は、こうした接続ルールを踏まえ、接続約款の認可・公表、事業者要望に基づく接続機能の拡充、網機能提供計画に基づく開発内容の事前開示、接続機能の手続き納期の報告、加入ダークファイバ・コロケーション等の利用可能エリア・リソース等のタイムリーな情報開示等、適正性・公平性・透明性の確保に努め、円滑な接続を実現してきたところです。</li> <li>✓ また、相互接続以外においても、卸先事業者のご要望を踏まえつつ、光サービス卸をはじめと</li> </ul>	<p>○ 本報告書案第3章3(1)に記載のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• NTTコムのネットワークをNTTドコモに一体化する場合に、NTTドコモがNTTコムに代わりNTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であること、</li> <li>• NTTドコモに対し、NTT東西が接続業務を通じて知り得た情報を流用するリスクが存在することから、</li> </ul>	<p>無</p>

<p>した事業者向けのサービスの提供やメニューの拡充を行うことで市場の活性化を図るとともに、光サービス卸については、提供条件を詳細に総務省へ報告する等、公正競争条件の確保にも取り組んできたところです。加えて、光サービス卸は、現在、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げを検討しているところです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、NTT東西によるNTTドコモに対する不当に優先的な取扱い等のリスクも存在することも踏まえ、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要があると考えます。</li> </ul>	
<p>今回の報告書案では、NTT東西に対する規制の強化や、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては、今回、NTT東西に対する規制の強化を図る必要はなく、また、検証にあたっては、競争事業者や電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた情報収集・市場分析を行う必要があると考えます。</p> <p>〈NTT東西に対する規制について〉</p> <p>今回、NTTドコモの完全子会社化等を契機とした公正競争上の懸念が挙げられ、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者指定する必要があるとされておりますが、今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。</p> <p>NTT東西は、引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者指定すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<p><b>意見0-1-9 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適當。検証等に当たっては、競争事業者からも必要な情報を収集し比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要。また、市場検証会議において、旧来の各種規制等の必要性を検証し、必要性が乏しいものの廃止を要望。</b></p>		
<p>〈市場検証会議における検証について〉</p> <p>当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</p> <p>今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</p> <p>また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。</p> <p>なお、市場検証会議において、現在の情報通信市場の実態や諸外国の規制等の動向に照らし、旧来からの各種規制等の必要性を検証した上で、必要性が乏しくなっているものは規制等を廃止していた</p>	<p>○ 市場検証の強化に当たり、市場の実態等を正確に把握するためには、広く関係事業者等からデータを取得していく必要があることから、ご意見にあるように「対応可能な範囲で、情報提供等に応じて」いただけることは重要であると考えており、関係事業者等におけるデータ提出へのご協力を期待しております。また、「競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証する」ことや「電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析」も必要であると考えます。</p>	無

<p>だきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</b></p> <p>今回の報告書案では、NTT 東西に対する規制の強化や、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては、今回、NTT 東西に対する規制の強化を図る必要はなく、また、検証にあたっては、競争事業者や電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた情報収集・市場分析を行う必要があると考えます。</p> <p>〈市場検証会議における検証について〉</p> <p>当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</p> <p>また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモだけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。</p> <p>なお、市場検証会議において、現在の情報通信市場の実態や諸外国の規制等の動向に照らし、旧来からの各種規制等の必要性を検証した上で、必要性が乏しくなっているものは規制等を廃止していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>○ 検証の内容や取得するデータの範囲については、市場環境の変化や公正競争上の課題の状況、事業者の負担等に応じて、随時見直していくことが適当であると考えます。</p> <p>○ 今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきと考えます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の報告書案では、当社に対する規制、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては以下のように考えます。</li> </ul> <p>〈市場検証会議における検証の強化について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> <li>・ また、検証等にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。</li> <li>・ なお、市場検証会議において、現在の情報通信市場の実態や諸外国の規制等の動向に照らし、旧来からの各種規制等の必要性を検証した上で、必要性が乏しくなっているものは規制等を廃止していただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社NTTドコモ】</b></p>		
<p><b>意見 0-1-10 変化の速い情報通信市場においては、規制は極力抑制的であるべきであり、NTTドコモに対する禁止行為規制の撤廃を要望。また、競</b></p>		

<b>争激化等により、NTTドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなく、NTTドコモだけに規制を課すことは不相当。</b>		
<p>今回の報告書案では、NTT 東西に対する規制の強化や、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては、今回、NTT 東西に対する規制の強化を図る必要はなく、また、検証にあたっては、競争事業者や電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた情報収集・市場分析を行う必要があると考えます。</p> <p>〈NTT ドコモに対する規制について〉</p> <p>今回、第二種指定事業者の禁止行為規制について、競争環境の変化等を踏まえ、対象事業者・規律の内容の在り方を検討する必要があるとされていますが、変化の速い情報通信市場に迅速に対応しながら、自由かつ柔軟に事業展開や連携を行い、利用者利便の向上等を実現するためには、規制は極力抑制的であるべきであり、企業に対して萎縮効果を生じさせない仕組みとすることが重要であることから、NTT ドコモに対する禁止行為規制を撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>また、競争激化等により、NTT ドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなくなっていること等を踏まえると、NTT ドコモだけに規制を課すことは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の報告書案では、当社に対する規制、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては以下のように考えます。</li> </ul> <p>〈当社に対する規制について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回、第二種指定事業者の禁止行為規制について、競争環境の変化等を踏まえ、対象事業者・規律の内容の在り方を検討する必要があるとされていますが、変化の速い情報通信市場に迅速に対応しながら、自由かつ柔軟に事業展開や連携を行い、利用者利便の向上等を実現するためには、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を萎縮させることのない仕組みとすることが重要であることから、当社に対する禁止行為規制を撤廃していただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 「意見3-2-42」に対する考え方のとおり、具体的には、今後、市場検証会議等において検討を行っていくことが適当と考えますが、本検討会議では、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第30条による事前規制は、事業法第29条による事後規制とは別途必要であるとの意見があったところです。</p>	無
<b>意見0-1-11 今後、NTT再編につながる事象が生じる場合、公正競争上の懸念に対して、NTTグループ各社の在り方を含め、事前に丁寧な議論を重ねるなどの対応が重要。</b>		
<p>今般NTT持株がNTTドコモを完全子会社化したことによる影響については、事後的に当該検討会議で検討しましたが、今後NTTドコモにNTTコムが移管されるようなNTTの再編につながる事象が生じる場合、公正競争環境の確保に生じうる懸念に対して、NTTグループ各社の在り方を含め、事前に丁寧な議論を重ね対応を取ることが重要と考えます。</p> <p>また、NTTグループや指定設備制度の在り方を議論する際においても、電気通信市場において、自己設置、接続、卸のそれぞれの事業者が存在することを念頭に、バランスよく公正な競争環境が確保されるよう留意いただくことが、引き続き重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ いただいたご意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 電気通信市場における公正競争確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。</p>	無
<b>意見0-1-12 公正で競争的な市場環境を整備するという目標を総務省と共有しており、今後、NTT再編が市場に与える影響を注視する。政策議論に米国産業界が継続的に関われるような体制を築き、ルール形成における公正性及び透明性の確保を要望。</b>		

<p>在日米国商工会議所（ACCJ）は、総務省の公正で競争的な市場環境を整備するという目標を共有しております。ACCJはこれからも、NTT再編とそれが市場に与える影響を注視してまいります。貴省が政策議論に際して、米国家産業界が継続的に関われるような体制を築き、ルール形成において公正性および透明性が確保されることを慎んで要望します。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見0-1-13 NTTコムをNTTドコモの子会社とすることは不適切。</b></p>		
<p>&gt;1 頁目 要約：NTT コムをNTT ドコモの子会社とするのは不適切と考える。</p> <p>NTT コムをNTT ドコモの子会社とするのは不適切と考える。 同社は移動通信の会社というわけではなく、広く電気通信事業を行う会社であって、NTT ドコモの配下にあるのは不適切であり、それよりもNTT 持株の直接の子会社となるのが適切ははずである。 NTT ドコモの子会社にNTT コムがなるというのは、絶対に反対である。 (NTT コムウェアについても同様であるが、もしNTT コムウェア（NTT データ（現在ではSI 事業が主な事業であるはずである。）と異なり、NTT グループ向けの事業を比率的により多く行っているとされているかと思われるが。）が行っている事業が、NTT ドコモに関するものが多いのであれば一応許容する（しかしおそらくそうではないはずである。NTT 持株又はNTT データの子会社となるのが適切ではないかと考える。）。) (なお、NTT ドコモは、その個人情報保護に対する姿勢等からすると（法的に不適切な対応をするだけでなく、自らの欲望を押し通すためであれば高等裁判所の裁判について違法な裁判が行われるようにする事なども平気で行う事業者である。総務省も知っているかと思われるが（位置情報の履歴が本人による個人情報開示請求で開示されない、というのは不適切であるはずであるが、NTT ドコモはその違法行為が是認されるようにしたのである。）。）、不法な会社であると考えられるものである。その様な事情もあるので、NTT コムがNTT ドコモの子会社となるのはより一層問題あるものとなるかと考える。) (なお、NTT 持株の直下にNTT コムが存在するようになるのは、総務省によるNTT 持株の総合通信基盤局事業政策課による管理がある事からも望ましい事と考える（同課はNTT 持株及びNTT 東西の運営一般についての監督を行っているが、NTT ドコモを監督の対象とはしていない。）。) はっきり言ってしまうと、NTT ドコモは、自らの利益や欲望のために、日本の通信を自ら寸断してしまう事すら行いうる事業者であると思われる節がある存在であるが、国際通信という重要な分野を扱っている事業者であるNTT コムがNTT ドコモの配下となる事は、非常に危険性の高い国難の可能性を増大するものと考えられるので、国・総務省はNTT コムについてはNTT 持株の配下となるよう監督を行うべきであると考えます。 NTT コムの事業については、NTT ドコモを通さずに監督・管理を行えるようにしておくべきである。 NTT ドコモがたとえ完全子会社化（これがいつまで続けられる予定なのか分からないが、そのうちに完全子会社ではなくなる可能性もあるのではないかと見る。まあ近い間では完全子会社という形であるのであろうが。）となるといっても、しかしそこでNTT ドコモが間に挟まれている事により、NTT</p>	<p>○ いただいたご意見については、参考として承ります。 ○ 電気通信市場における公正競争確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>コムに対しての不適切な管理の発生について総務省が手入れを行えない蓋然性はより高いので、NTTコムはNTT持株が直接保有すべきであると考える。）</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>		
--	--	--

## ■はじめに

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-2-1 公正有効競争条件は、法的な担保がなくとも遵守すべきものであり、法的な担保がないことをもって公正有効競争条件を遵守しなくてもよいわけではないことを確認したい。</p> <p>また、旧NTTから分離した会社の統合・再編・一体化については、NTTグループの事業経営に大きく関わるものであり、公正競争への影響も大きいことから、公正競争条件を確保するため、NTT持株の事業計画認可の内容に含めて申請させるべき。</p>		
<p>旧NTT（1999年のNTT再編成前の日本電信電話株式会社という。以下同じ。）の移動体業務の分離時の公正有効競争条件の一つとして、「出資比率の低下」がある中で、NTT持株によるNTTドコモに対する株式公開買付けが行われたところ、当該株式公開買付けの終了後に公開の検討を行うこととした理由の1つとして、「③出資比率の上昇を妨げる特段の法律上の制約がないこと」が挙げられております。</p> <p>しかしながら、公正有効競争条件は、法的な担保がなくとも遵守すべきものであり、法的な担保がないことをもって公正有効競争条件を遵守しなくてもよいとの意味ではないことを確認させていただきたい。</p> <p>また、これまでに旧NTTからNTTドコモ、NTTコム、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社（以下、「NTTコムウェア」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下、「NTTデータ」という。）を公正競争上の措置として分離したにも関わらず、その措置を反故にする組織統合・再編・一体化が、「法律上の制約が無い」として許容されてしまうのであれば、制度設計自体に不備があったことを意味するものであり、また、今回のNTTドコモ完全子会社化は、競争市場に与える影響が大きいにも関わらず、必要な検討が事前に行われず、事後的な検討とされました。</p> <p>制度設計の不備を正すためには、公正競争上の措置として旧NTTから分離した会社の統合・再編・一体化に関して、総務省がNTT持株に対して、NTT持株の事業計画認可の内容に含めて申請させるようにすべきと考えます。</p> <p>また、申請された内容については、審議会等の場で公開の議論を行い、認可が妥当なのかどうかの結論を得るとともに、認可にあたって公正競争上の措置が必要と判断される場合には、当該措置を講じることを認可条件にすべきと考えます。</p> <p>なお、事業計画に上記内容を含めることについては、以下の理由により、妥当であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本報告書案第3章3(2)においては、「改めて、それぞれの公正競争条件について、条件の対象となる主体がどの会社であり、当該会社にどの条件が適用されるのかなどの整理をした上で、NTTグループ各社において遵守されるよう、総務省において遵守状況を継続的に検証していくなどの対応を行う必要がある」としてしております。</li> <li>○ これを踏まえ、今後、総務省において、公正競争条件の遵守状況の検証など、必要な対応を行っていくことが適当と考えます。</li> <li>○ また、NTT持株の事業計画の認可は、NTTの自主性を尊重しつつ、その的確な事業運営を確保するため、国の認可事項とされているものであり、引き続き総務省において、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条の業務や、第3条に定める責務の遂行に影響を与えるか等を確認</li> </ul>	<p>無</p>

<p>2000年の電気通信審議会第一次答申では、「NTT法においては、ユニバーサルサービス確保、研究開発の推進普及等の観点から、これらに関する責務をNTT持株会社及び東・西NTTの適正かつ効率的な経営を確保するための諸規制（新株発行、事業計画、利益処分等に関する認可等）を課している」としていますが、一方で、NTT持株は、グループ利益の最大化という利潤動機によってNTT東・西の公共的な責務と対立する可能性があるため、特殊会社とされた経緯があります。</p> <p>NTT持株及びNTT東・西が申請する事業計画の認可手続きは、NTT法第2条（事業）及び第3条（責務）の着実な遂行を図るために、設備投資計画、収支計画及び資金計画によって会社の経営の安定性が確保されているかを確認するだけでなく、例えば、NTT再編直前の1999年度事業計画の認可申請では、「公正な電気通信市場形成への寄与」などに努めることも事業計画においてコミットしており、それ以降、現在の2021年度事業計画に至るまで、公正競争条件を確保すること等を、NTT持株及びNTT東・西が事業経営を行うにあたってのベースの考え方として、事業計画の認可申請が行われています。</p> <p>2021年度のNTT持株の事業計画の認可申請においても、「令和2年12月にNTTドコモを完全子会社化しており、NTTグループ全体の成長を通じて中長期的な発展に向けて取り組んでいく考えである。その取り組みにおいては、現行法の枠組みの下で公正競争条件を確保して進めていく考えである」としており、NTTグループの事業経営の前提として、公正競争条件を確保するとしています。</p> <p>旧NTTから分離した会社の統合・再編・一体化については、NTTグループの事業経営に大きく関わるものであり、公正競争への影響も大きいことから、公正競争条件を確保するため、NTT持株の事業計画認可に含めることは妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>するものと承知しており、必要に応じ、総務省において、事業計画の認可についての検討がなされるものと承知しています。</p> <p>○ なお、電気通信市場における公正競争確保のためには、総務省において、事業法や公正競争条件など、既存ルール等を引き続き厳格に運用していくことが適当と考えます。</p>	
--	--	--

## ■第1章 検討の背景

### 1-1 NTTの組織の変遷

（該当意見なし。）

### 1-2 公正競争確保のための制度整備等

（該当意見なし。）

### 1-3 電気通信市場を取り巻く環境の変化

（該当意見なし。）

### 1-4 NTTドコモ完全子会社化

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修
----	-----	--------------

		正の有無
<b>意見 1-4-1 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化について賛成。</b>		
<p>&gt;9 頁 &gt; 4. NTTドコモ完全子会社化等 NTTドコモのNTT持株による完全子会社化については賛成である。(なお、これを期に、NTTドコモは完全に心を入れ替えてもらいたいと考える。不法な振る舞いをするのはいい加減に止めるべきである。) しかし、上記のとおり、NTTコムはNTTドコモの配下にあるよりも、NTT持株が直接保有するのが適切なものであるため、その部分については現在の予定に反対である。 NTTコムはNTT持株が直接保有するようにしていただきたい。 (なお、NTTコムの強化については、NTT持株の配下であっても行えない事は無いのではないかと考える。)</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	○ 「意見0-1-13」に対する考え方のとおりです。	無

## ■第2章 公正競争確保に係る課題

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>意見 2-1 NTTドコモ完全子会社化に伴う懸念として「各種規制遵守のインセンティブが薄れ」と主張しているところ、「各種法令等を遵守する」とのNTT持株の主張のみを報告書に記載することはバランスを欠き不適切であるため、追記を要望。</b>		
<p>競争事業者から提起されている公正競争上の懸念や課題が4つに分類されていますが、NTTドコモ殿の完全子会社化に伴う懸念としては、大前提として「接続規制・行為規制等、各種規制遵守のインセンティブが薄れ、NTTグループ最適化のみを志向しやすくなる」(第3回検討会議における弊社説明資料 p.14)というNTTグループ間の関係性の変化があります。これは、「今後とも各種法令等を遵守していくことから、公正競争条件の確保に支障が生じることはない」(報告書案 255 行目)というNTT持株殿の主張に対する反論です。</p> <p>すなわち、「各種法令等を遵守する」と主張するNTT持株殿に対し、「各種規制遵守のインセンティブが薄れ」と弊社は主張しており、このような議論がなされたところ、前者のNTT持株殿の主張のみを報告書に記載することはバランスを欠き適切ではないと考えます。</p> <p>したがって、下記のとおり下線部を追記いただきたいと考えます。</p> <p>【修正案】 これらを通じて、NTT以外の事業者等(以下「他事業者等」という。)から提起されている公正競争上の懸念や課題は、<u>前提・共通的な懸念として、NTTグループ各社において接続規制・行為規制</u></p>	<p>○ ご意見を踏まえ、以下のとおり、報告書案12頁を修正します。</p> <p>本検討会議では、(略)意見を聞いた。<u>その際、NTTグループの一体運営が進展し、NTTグループの利益最大化を志向しやすくなるとの懸念等が挙げられたほか、様々な課題が提起された。これらを通じて、NTT以外の事業者等(以下「他事業者等」という。)から提起されている公正競争上の懸念や課題は、(略)</u></p>	有

<p>等、各種規制遵守のインセンティブが薄れ、NTTグループ最適化のみを志向しやすくなるという点が挙げられた。その上で、①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題、②NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題、③その他公正競争確保に係る課題、④将来的なネットワークの統合等に伴う課題に分類できる。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p><b>意見2-2 既存ルール等に基づき現在は公平性が担保されているが、今後は公平性への懸念があり、引き続き公正競争が担保されるよう要望。</b></p>		
<p>既存ルール等に基づき現在は公平性が担保されておりますが、特に今後は公平性への懸念があると考えており、引き続き公正競争が担保されるようにしていただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 電気通信市場における公正競争確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。</p>	<p>無</p>

## ■第3章 各課題についての検討

### 3-1 現行制度の状況

(該当意見なし。)

### 3-2 各課題の対応の方向性

#### ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題

##### (a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見3-2-1 NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコモを新たに指定することに賛同。</b></p>		
<p>&lt;制度の在り方における対応の方向性&gt; 新たにNTTドコモをNTT東・西の特定関係事業者に指定することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>本報告書案のとおり、新たに株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」)殿を特定関係事業者に指定することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-2-2 NTTドコモ完全子会社化とNTTコム等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモやNTTコム等との関係は変わらず、NTT東西は、引き続き公正競争条件を遵守するため、公正競争に与える影響はなく、漠然とした懸念に基づく新たな規制は不相当であり、</b></p>		

<b>NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではない。</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。</li> <li>・ 当社は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当社の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 「意見0-1-8」に対する考え方とおおり、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要があると考えます。</p>	無
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。</li> <li>・ NTT東西は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の完全子会社化およびNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社とNTT東西との関係は変わるものではありません。</li> <li>・ 現に、公正競争確保の観点で問題となる事案は発生していない状況下において、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではないことから、今回、当社をNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<b>意見3-2-3 NTTドコモ完全子会社化という状況変化を踏まえ、NTT東西におけるローカル5G無線局免許の扱いの是非について改めて検証を行うべき。また、NTT東西のローカル5Gに関する懸念にかかる意見の追記を要す。</b>		
<p>日本ケーブルテレビ連盟は、1月14日に開催された第3回検討会議において、「NTT東・西におけるローカル5G無線局免許の扱い」について以下の意見を述べたところである。</p> <p>現在、地域通信網で市場支配的な立場にあるNTT東・西について、一定の条件下で、ローカル5Gの無線局免許を取得することが認められている。</p> <p>しかし、NTTドコモが完全子会社化されることで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東・西のローカル5G設備とドコモの全国5G設備の一体的な構築や設備の共用</li> <li>・ NTT東・西のローカル5Gや、NTTドコモの全国5Gに関する設備情報の共有</li> </ul> <p>などが行われ、NTT東・西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築できるようなことや、NTT東・西とドコモが一体的に5Gを提供することが懸念される。</p> <p>このため、NTT東・西によるローカル5Gの無線局免許の扱いについて再検証が必要である。</p> <p>本意見については、1月28日の第4回検討会議 参考資料2「競合事業者からの主な意見」や2月16日の第5回検討会議 参考資料2「関係事業者等からの主な意見」において、弊連盟からの意見として記載されたものの、「NTT東・西におけるローカル5G無線局免許の扱い」について、検討会議において実質的な議論が行われることなく、「NTT東・西におけるローカル5G無線局免許の扱いを変更</p>	<p>○ 本報告書案第3章2①(a)の「対応の方向性」に記載のとおり、市場検証会議において、「NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認する」などの検証を実施することが考えられます。</p> <p>○ また、ご意見を踏まえ、関係事業者等の意見として、修正意見のとおり、報告書案24頁に追記します。</p>	有

<p>しないことが適当」という結論も明示的に出されていない状況である。</p> <p>NTT 東・西におけるローカル5G 無線局免許の扱いを認めた時点から、「NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化」という状況の変化があったことを踏まえ、改めて、「NTT 東・西におけるローカル5G 無線局免許の扱いの是非」について検証を行うべきである。</p> <p>なお、「NTT東西のローカル5Gに関する懸念」の具体例として、第3回検討会議におけるCATV連盟の意見を関係事業者等の意見として、報告書に盛り込んでいただくようお願いします。</p> <p>&lt; 修正意見（ハイライト・太字・下線が追記箇所） &gt; P23 「ケ」の後などを想定</p> <p><b>コ NTT東西のローカル5G設備とNTTドコモの全国5G設備の一体的な構築や設備の共用、設備情報の共有が行われることが懸念（NTT東西によるローカル5Gの無線局免許の扱いについて再検証が必要）（CATV連盟）</b></p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>意見3-2-4 「NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認する」との対応の方向性に賛同。</p> <p style="text-align: center;">市場検証会議等の場で、NTT東西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築していないか、検証を要望。</p>		
<p>① 検討会議で意見を述べたとおり、Sub6のローカル5Gの周波数（4.6-4.9GHz）とドコモに割り当てられている4.5GHz帯（4.5-4.6GHz）は隣接しており、技術的には、ドコモの5G設備をローカル5Gの帯域にも対応させることが可能です。このため、NTT東・西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築できるようになることや、NTT東・西とドコモが一体的に5Gを提供することを懸念しています。</p> <p>報告書案に記載された「<u>NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認する</u>」との記載は、弊連盟の意見に沿ったものであり、<u>対応の方向性に賛同</u>いたします。</p> <p>② 報告書案に記載された対応の方向性を踏まえ、<u>市場検証会議等の場で、NTT東西のローカル5G事業における実態を調査し、NTT東・西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築している実態がないか検証いただくことを要望</u>します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ ローカル5Gについては、本報告書案第3章2①(a)の「対応の方向性」に記載のとおり、市場検証会議において、「NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認する」などの検証を実施することが考えられます。</p>	無
<p>意見3-2-5 一般コロケーションや局舎スペースの利用状況に関する検証強化に賛同。なお、検証の対象については報告書案に記載の範囲よりも拡大すべき。また、利用状況の検証だけではなく、相対取引等の契約書等の確認も必要。</p>		
<p>&lt; 検証の在り方における対応の方向性 &gt;</p> <p>■ 一般コロケーション・局舎スペースの利用に関する検証</p> <p>既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関して、具体的に強化すべき点として、NTT東・西による不当に優先的な取扱い等の有無等の確認のため、「<u>一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため</u>」「<u>NTT東西の局舎について、一般コロケーションを含め</u></p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルは、あくま</p>	無

た、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。」ことに賛同いたします。

なお、例示として、スペースや電力のリソースがDランク（空きなし）となっているビルのみが検証対象であるかのような記載となっておりますが、残りリソースの少ないCランク等についても同様に不当に優先的な取り扱い等が行われるおそれがあることから、まず、優先的にDランクを対象として検証を行い、順次、検証の対象をCランク等に拡大していくべきと考えます。

また、NTT東・西による一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して不当に優先的な取り扱い等が行われていないかを検証する上で、利用状況の検証だけでは、明確に不当に優先的な取り扱いが行われているかどうかまでは検証できないため、相対取引等の契約書等についても、あわせて確認を実施することが必要です。

なお、これらのサンプリングによる実態調査により不適切な事例を把握した場合は、是正措置を講じるとともに、他の局舎でも同様に不適切な行為が行われていないか徹底した全件調査を実施する必要があると考えます。

【KDDI株式会社】

NTT 東西殿の局舎における義務コロケーションのみならず一般コロケーションを含め、局舎スペースの利用に関して検証を行うとする本報告書案に賛同します。

ただし、検証の範囲については、次の理由により少なくともCランクとされている局舎を含めるとともに、設備増強の検討状況等も対象とする必要があると考えます。

- 接続事業者は、迅速なサービス提供や基地局展開等の観点から、D ランクとなっている局舎についてはそもそも設備設計の検討対象から除外する等、利用申込みや各種要望を行わないことが多々あること。
- 「一般コロケーションなど相対取引においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念や、NTTドコモの接続機能要望等を優先したり、フレキシブルファイバを有利な料金で提供したりするなど、ネットワーク構築面でNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている。また、接続にかかる事前調査申込等の手続においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている」（本報告書案 571 行目）との記載のとおり、設備増強の要望についてNTTグループ各社に対し不当に優先的な取り扱い等がなされる場合、実質的な競争事業者排除につながるおそれがあること。
- NTT 東西殿が公社時代からの資産である局舎リソースをNTTグループ内企業の事業用途に転用することを優先する等、競争事業者の通信設備設置のための局舎リソースの枯渇につながる行為を通じ実質的な競争事業者排除が可能な構造となっており、公正競争環境確保のためには局舎リソースの転用ルールの整備が必要と考えられ、少なくとも、局舎スペースや電力リソースが枯渇(Dランク相当)または枯渇しようとしている局舎(Cランク相当)について、局舎リソースの利用状況が適切かどうか検証することが必要であること。

以上を踏まえ、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。

で検証対象の例示であり、具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。

- また、全件調査の実施については、多大なコストがかかることが想定されるため、検証のために必要なデータに絞ることが適切と考えます。

<p>【修正案】 一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースが C ランク以下となっているビルの中で任意に抽出した NTT 東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTT グループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況、局舎利用状況や設備増強の検討状況等のデータを NTT 東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p><b>意見 3-2-6 5G 時代に向けて一層需要が高まる光ファイバやコロケーション設備についての NTT グループ優遇の懸念や、NTT グループの要望を優先した設備投資や設備増強の実施の懸念があるところ、事業法第 31 条により対応はされていないことを明確にする追記を要望。</b></p>		
<p>5G 時代に向けて一層需要が高まる光ファイバ(回線・収容設備等)やコロケーション設備(局舎スペース・電力設備容量等)において、NTT グループに関連する利用申請や手続きが優遇される懸念や、NTT グループ内の要望を優先した設備投資や設備増強が実施される懸念があります。</p> <p>上記のような事例についても同様に事業法第 31 条による対応はされておらず懸念があることを明確にすべく、次の修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 義務コロケーションや光ファイバ等の電気通信役務の提供に関する手続きや契約の締結の取次等の業務の受託、接続事業者からの設備投資・設備増強の要望において NTT ドコモを優先的に取り扱うなど、(以下略)</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ ご指摘の箇所は、「電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して提起されているような懸念」の例示として記載したものであり、そうした懸念も踏まえ、本報告書案第 3 章 2 ①(a)の「対応の方向性」においては、「新たに NTT ドコモを特定関係事業者に指定する必要がある」としております。</p> <p>○ また、「NTT 東西が NTT ドコモを優先的に取り扱う懸念に関しては、今後、具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルール等の見直しについて検討すべきである」としており、ご指摘の懸念については、その中で検証されるべきものと考えます。</p>	無
<p><b>意見 3-2-7 「禁止行為規定遵守措置等に関する報告」の粒度・範囲・報告内容の充実化とともに、遵守のために講じている具体的な措置・根拠等の報告の義務づけが必要。</b></p>		
<p>「不当に優先的な取扱い等が行われた場合にその影響が現れるであろう各種指標(局舎利用への申込みへの対応、接続機能要望への対応等)などの客観的なデータに基づいた検証が十分にできていないという課題がある」のは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」)殿から毎年度報告されている、「電気通信事業法第 31 条第 8 項の規定に基づき、同法第 31 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況の報告」(以下、「禁止行為規定遵守措置等に関する報告」)の内容が不十分であることに起因するものと考えます。</p> <p>したがって、禁止行為規定遵守措置等に関する報告の粒度・範囲・報告すべき内容の充実化とともに、遵守のために講じている具体的な措置・根拠等も報告を義務づけることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 禁止行為規制の遵守状況等の検証強化については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p> <p>○ ご意見にある禁止行為規定遵守措置等に関する報告内容に加え、市場検証の強化のため、広く事業者の協力を得てデータを取得していく必要があると考えます。</p>	無

<p><b>意見3-2-8 NTT東西における各種手続の事業者間の差異に関する精緻な検証のためには、平均日数だけでなく最大値、最小値、中央値、最頻値等に基づく比較が必要であり、制度に照らし外形上問題がないように見えても、接続事業者向けの情報開示より前にNTTグループ内に優先的に情報を共有する等、実質的な公平性が確保されないおそれがあるところ、検証を有効なものとするために追記を要望。</b></p>		
<p>NTT 東西殿における各種手続の事業者間の差異に関する精緻な検証のためには、平均日数のみでは不十分であり、最大値、最小値、中央値、最頻値等に基づき比較を行う必要があります。</p> <p>また、制度に照らし外形上問題がなく見えたとしても、コロケーションに係る局舎リソースやダークファイバについては、NTT 東西殿における接続事業者向けの情報開示より前にNTT ドコモ殿を含むNTT グループ内に優先的に情報を共有する等、実質的な公平性が確保されないおそれがあります。</p> <p>したがって、検証を有効なものとするためにも、次の修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>NTT東西における各種手続（加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。）について、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの<b>最大値、最小値、中央値、最頻値、平均日数</b>を比較するなどして検証する。</p> <p>また、NTT東西におけるコロケーションや光ファイバに関する設備情報の開示について、設備状況の変化から開示までのリードタイムや開示プロセスについて検証する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>○ 電気通信市場における公正競争確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。</p> <p>○ 手続のリードタイムの平均日数の比較は、あくまで検証内容の例示の1つであり、具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p><b>意見3-2-9 接続料の算定等に関する研究会における卸の在り方や卸制度に関する議論の継続に加え、少なくとも、卸市場・卸単価・卸原価・再卸等の実態把握に向け、電気通信市場検証会議においてデータ収集及び検証を強化する必要。</b></p>		
<p>光サービス卸等の既存ルールについては「グループ内で内部相互補助が行われていないか」という観点から、各グループ各社間におけるグループ内取引の実態等について、定量的なデータに基づいた検証が十分にできていないという課題がある」（本報告書案970行目）との記載のとおり、現時点において検証が不十分とされている上、今回のNTT ドコモ殿の完全子会社化により光サービス卸等を通じた内部相互補助の懸念はより高まったところ です。</p> <p>したがって、「接続料の算定等に関する研究会」における卸の在り方や卸制度に関する議論の継続に加え、少なくとも、卸市場・卸単価・卸原価・再卸等の実態把握に向け、電気通信市場検証会議（以下、「市場検証会議」）にてデータ収集及び検証を強化する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>○ 電気通信市場における公正競争確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。</p> <p>○ 既存ルールの遵守状況等の検証強化については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p><b>意見3-2-10 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適當。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、</li> </ul>	<p>○ 「意見0-1-9」に対する考え方とおります。</p>	無

<p>情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西・NTT ドコモは、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>・ NTT 東西・NTT ドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p><b>意見3-2-11 光サービス卸料金の在り方については、既に接続料の算定等に関する研究会において議論されており、現在、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げを検討しているところ。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光サービス卸料金の在り方については、既に「接続料の算定等に関する研究会」において、当社からの報告等を基に議論されているところです。</li> <li>・ なお、先に開催された「接続料の算定等に関する研究会（第42回）」において言及したとおり、光サービス卸は、現在、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げを検討しているところです。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-2-12 賛同。今後、NTTドコモが優先的に取り扱われる現象や問題が発生したならば検討すべき。</b></p>		
<p>賛同致します。既存ルール等に基づきこれまではNTT 東西による公平性が担保されているものと考えておりますが、今後の懸念としてNTT ドコモ殿が優先的に取り扱われる現象や問題が発生したならば、検討すべきと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ 今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきと考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-2-13 賛同。手続や工事のリードタイムにおける公平性の検証では、経年での比較や、光コラボ事業者も含めた主要な事業者毎の比較、都道府県毎の比較も必要。</b></p>		

<p>・第三章 2-①についての関係事業者各社の意見と対応の方向性に賛同致します。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため在宅時間が増加したこと等によるトラフィックの大幅な増加に対応するため、通信事業者が取り組む品質維持のための設備増設は、これまで以上に遅れが許されない状況です。設備増設には中継 DF やコロケーションなどの設備を借用して行う必要がある事から、その手続きや工事のリードタイムはより一層の迅速性及び公平性が求められると考えます。</p> <p>・また、特に加入ダークファイバにつきましては、提供時期回答の遅れや工事稼働枠が取り辛いなどの状況が発生しており、最近では以前よりも工事納期が遅れる案件が増加している事から、お客様からの苦情も多く発生しております。</p> <p>・NTT 東西殿の工事全般が遅延気味であるのか、又は事業者間で何かしらの差があり遅れているのか、その実態については他事業者が知る事はできません。公平性の検証につきましては、経年でのリードタイムの比較も含めて行う必要があります、その際に接続と NTT 利用部門殿との比較だけではなく、光コラボレーション事業者も含めた主要な事業者毎の比較、都道府県毎の比較も含めて行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ NTT東西における各種手続のリードタイム等の検証も含め、具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、工事のリードタイムの遅延など、利用者に影響を与えるような個別の事案については、必要に応じ、総務省において状況を把握し、対応を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-2-14 「NTT東西からの禁止行為規定遵守措置等に関する報告」について、納期に着目した手続のリードタイムのデータを開示し、事業者自らが不当な取扱いをされていないかを確認する為の指針として活用できることが必要。</b></p>		
<p>・総務省のウェブサイトで公表している「NTT 東西からの禁止行為規定遵守措置等に関する報告」について、納期に着目した手続き（工事）に関するリードタイムに関するデータ部分はマスクされ非開示となっておりますが、これを事業者へ開示し、事業者自らが不当な取り扱いをされていないかを確認する為の指針として活用できる事が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ 事業者から報告を受けたデータについては、事業者間の公平な取扱いが確保されているかを確認するために、総務省や市場検証会議の構成員など第三者において検証するとともに、事業者自らが状況を確認し、事業者間での協議を積極的に行っていくことは重要です。</p> <p>○ その観点からは、事業者の正当な利益を害するおそれのない範囲において、可能な限りデータを公表又は事業者向けに開示していくことを検討することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-2-15 卸料金の在り方だけではなく、工事のリードタイム等についても総務省研究会での検討が必要。</b></p>		
<p>・卸料金の在り方だけではなく、工事のリードタイム等についても総務省研究会での検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ NTT東西における各種手続のリードタイム等についても、必要に応じ、総務省において検証を実施し、問題が認められれば、必要な対応の検討を実施することが適当と</p>	<p>無</p>

	考えます。	
<b>意見3-2-16 NTTコムとNTTドコモとの関係変化により、NTTコムによる通信がNTTドコモに不適切に取得・利用されないか不安。</b>		
<p>&gt;23頁におけるNTT持株からの意見について</p> <p>NTTコムのNTTドコモ子会社化によっては、NTTコムとNTTドコモとの関係に変化が生じていくと思われるのであるが、その記述が無い。</p> <p>市民としては、NTTコムによる事業による通信がNTTドコモに不適切に取得・利用されないか不安である。(また、個人情報の扱いについて、NTTドコモがNTTコムに不適切に影響力を及ぼさないか不安である。不法な自らの基準にNTTコムを合わせようとしたりするのではないかという疑いを持つ。)</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ いただいたご意見については、参考として承ります。</p> <p>○ なお、本報告書案第3章②(a)及び(b)において、NTTドコモ及びNTTコムの連携強化に係る課題への対応の方向性について記載しています。</p>	無

### (b) NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>意見3-2-17 NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコモを新たに指定することに賛同。</b>		
<p>&lt;制度の在り方における対応の方向性&gt;</p> <p>新たにNTTドコモをNTT東・西の特定関係事業者に指定することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p>	無
<b>意見3-2-18 NTTドコモ完全子会社化とNTTコム等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモやNTTコム等との関係は変わらず、NTT東西は、引き続き公正競争条件を遵守するため、公正競争に与える影響はなく、漠然とした懸念に基づく新たな規制は不相当であり、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではない。</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。</li> <li>当社は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当社の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 「意見0-1-8」に対する考え方とおおり、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要があると考えます。</p>	無
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。</li> <li>NTT東西は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<b>意見3-2-19 NTT東西及びNTTドコモ間の社員の在籍出向について、特定関係事業者制度で禁止する等、法的に担保する必要。</b>		

<p>&lt;制度の在り方における対応の方向性&gt;</p> <p>一方、NTT東・西及びNTTドコモ間の社員の在籍出向については、「これまで公正競争条件に反した出向が行われた事実は確認できていないことから、新たにその禁止の根拠を法律に定めることまでは要さない。」とされていますが、「事実は確認できていない」ことは、法的な担保を要さない理由にはならないと考えます。</p> <p>今般のNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化に際して、NTT持株は、“法制度上の問題はない”として、過去のNTTドコモ分離に係る公正競争条件の「完全民営化」「出資比率の低下」を一方的に反故にしました。これは、NTTが将来に渡って公正競争条件を遵守する保証がなくなったこと、現在の公正競争条件は法的に担保しないと遵守されないことをNTT自ら行動で示したものであり、「おそれ」ではなく、「現に生じた問題」として必要な措置を取るべきと考えます。</p> <p>また、出向形態は、転籍・在籍どちらにおいても、人事交流を通じた事業戦略・営業戦略・設備情報等の共有が競争阻害につながらないかの観点で検討が必要であり、特に、兼務出向については、例えば、NTTドコモの業務を行いながら、NTT東・西の設備部門の業務も行うことは、競争阻害の懸念が非常に大きいと考えられることから、特定関係事業者制度で在籍出向も禁止する等、法的に担保する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ NTT東西とNTTドコモ間の公正競争条件も含め、本報告書案第3章3(2)に記載のとおり、総務省において、「既存ルールについて引き続き適正に運用していくとともに、今後、具体的な問題がないかについての検証において、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルールの見直しについて検討する必要がある」と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2-20 NTT東西における情報の目的外利用の有無の検証についての方向性が示されたことに賛同。NTT東西から十分な情報が得られない場合等は、海外の事例等も参考にし、更なる構造的措置の検討が必要。</p>		
<p>&lt;検証の在り方における対応の方向性&gt;</p> <p>■ NTT東・西における情報の目的外利用の有無の検証</p> <p>既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関して、具体的に強化すべき点として、「NTT東西による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用が行われていないかを検証する上で、例えば、当該情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTT東西からヒアリングするための非公開会合を市場検証会議において設け、NTT東西と市場検証会議の構成員との間で質疑応答を行う機会を設けることが考えられる。その際、NTT東西側の必要に応じて、NTT東西と市場検証会議の構成員との間で、秘密保持契約（NDA）の締結を行うことも考えられる。また、非公開会合における検証プロセスの透明性を確保する観点から、検証プロセスの詳細までは公開できないにしても、可能な範囲でヒアリング項目や検証結果の概要の公表などを行うことも考えられる。」との方向性が示されたことについて、賛同いたします。</p> <p>守秘義務契約の締結等による市場検証会議の検証強化は、直ちに行うべき対応策であると考えますが、仮に、NDAを締結したとしても、NTT東・西から十分な情報が得られない場合等は、海外の事例等も参考にし、更なる構造的措置を検討することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ 海外の事例等も参考にし、例えば、NTT東西の中に第三者機関を設けて検証を行うこととした場合、本報告書案第3章2①(b)の「対応の方向性」に記載のとおり、「第三者機関を新たに設けるには一定のコストが生じると考えられることから、現在の市場検証会議における検証方法を見直し」ていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2-21 NTT東西における機能分離の監査の強化について、報告書(案)の措置内容が十分なのか等、改めて議論を行い、議論の結果を報告書に反映することが必要。今後の検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を図ることが必要。</p>		
<p>&lt;検証の在り方における対応の方向性&gt;</p> <p>■ NTT東・西における情報の目的外利用の有無の検証</p>	<p>○ 「意見0-1-1」に対する考え方のとおりです。</p>	<p>有</p>

<p>NTT東・西の設備部門の機能分離の適正性に対する監査の強化については、「<u>NTT東西に第三者機関を設けたとしても、現在の市場検証会議における検証と同程度の内容の検証が行われるのみであれば、現在の検証と変わるところはなく、また、第三者機関を新たに設けるには一定のコストが生じると考えられることから、現在の市場検証会議における検証方法を見直し、より効果的な検証とすることが適当と考えられる。</u>」との考えが示されていますが、今般のNTT持株等と総務省の関係において判明した事案等により“行政の公正性”に疑義が生じたことを踏まえ、報告書（案）の措置内容が十分なのか、強化すべき措置内容がないのか、改めて議論を行い、議論の結果を報告書に反映することが必要と考えます。また、今後の検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を図ることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p><b>意見3-2-22 規制遵守状況の検証をより効果的・効率的に実施するためには、機微な情報は除き、検証プロセスや検証結果の判断理由について可能な限り公表し、継続して検証手法の効率化や検証内容の妥当性向上を図っていくことが望ましい。少なくともヒアリング項目、スケジュール、具体的な集計データ名、構成員の判断した根拠などは開示可能な項目と考えられ、その旨の追記等を要望。</b></p>		
<p>規制遵守状況の確認のための検証をより効果的かつ効率的に実施するためには、機微な情報は除き、検証プロセスや検証結果の判断理由について可能な限り公表し、検証の透明性を確保することで第三者の視点も活用し、継続して検証手法の効率化や検証内容の妥当性向上を図っていくことが望ましいと考えます。</p> <p>この点、例えば少なくともヒアリング項目、スケジュール、具体的な集計データ名、構成員の判断した根拠などは開示可能な項目と考えます。</p> <p>したがって、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>また、非公開会合における検証プロセスの透明性を確保する観点から、<u>機微な情報の詳細までは公開できないにしても、可能な範囲でヒアリング項目や検証プロセス・検証結果の概要の公表などを行うことも考えられる。</u></p> <p><u>加えて、検証の独立性の確保のため、第三者による検証等の手法についても継続して検討を進めていくことが考えられる。</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ ご指摘のとおり、市場検証のプロセスにおいては、可能な限り、透明性を確保すべきと考えます。</p> <p>○ 禁止行為規制の遵守状況等の検証強化については、検証プロセスや検証結果の公開範囲も含め、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p><b>意見3-2-23 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適當。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul>	<p>○ 「意見0-1-9」に対する考え方のとおりです。</p>	無

<b>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西・NTT ドコモは、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>NTT 東西・NTT ドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul>		
<b>【日本電信電話株式会社】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul>		
<b>【株式会社NTTドコモ】</b>		
<b>意見3-2-24 賛同。引き続き、既存ルール等に基づいた対応がなされているかの検証を要望。</b>		
<p>賛同致します。既存ルール等に基づきこれまでNTT 東西の有する情報の目的外利用はないことが担保されていたと考えておりますが、引き続き既存ルール等に基づいた対応がなされているかの検証を要望致します。</p>	<b>【楽天モバイル株式会社】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</li> <li>○ 電気通信市場における公正競争確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。</li> </ul>

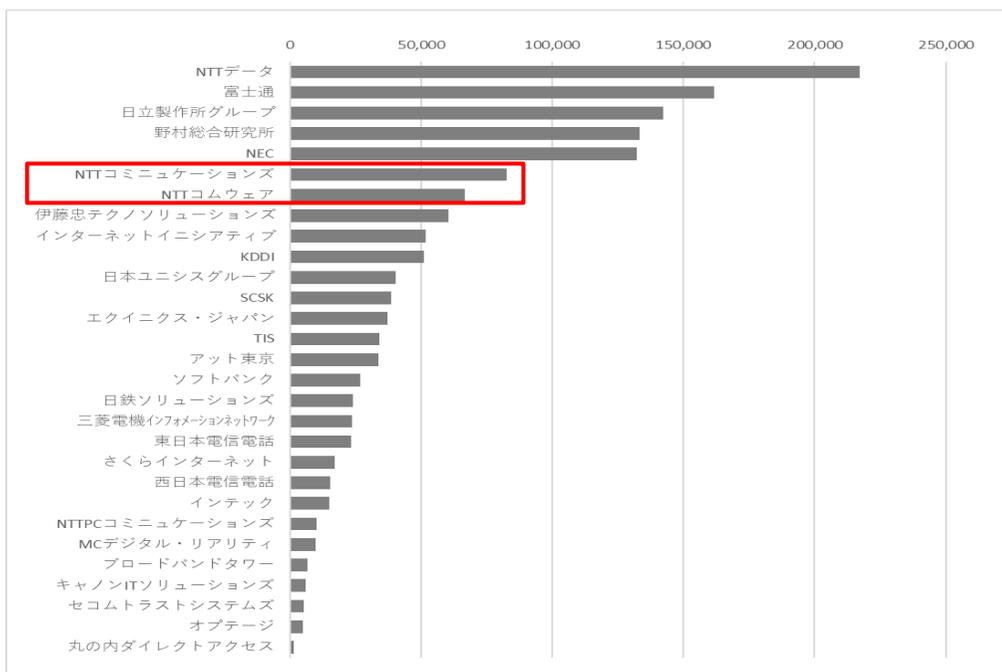
## ② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題

### (a) 法人営業の一体化に伴う課題

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>意見3-2-25 NTT東西の特定関係事業者として、NTTコムを継続すること及びNTTドコモを新たに指定することに賛同。</b>		
<p>NTT東西の特定関係事業者としてNTTコムを継続すること、および新たにNTTドコモを指定することについて賛同いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として</li> </ul>	無

【アルテリア・ネットワークス株式会社】	承ります。	
意見3-2-26 NTTドコモとNTTコムとの間の営業部門、ネットワーク及び組織等を一体化することは、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示すべき。		
<p>&lt;制度の在り方における対応の方向性&gt;  NTTドコモとNTTコムとの間の営業部門、ネットワーク及び組織等を一体化することは、NTTドコモによる特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いによるものであることから、既成事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	○ 禁止行為規制の対象事業者を含む営業部門再編やネットワーク統合については、それ自体が直ちに禁止行為規制に違反するとはいえず、個別具体的な実態を踏まえる必要があると考えます。	無
意見3-2-27 電気通信市場検証会議等における検証の継続及び強化は公正競争確保の観点から重要であり、特に法人市場におけるNTTグループの市場支配力の動向について、引き続き、注視の上、具体的な問題があれば既存ルールの見直し等の検討が必要。		
<p>また、「電気通信市場検証会議」等における検証の継続及び分析強化することは、NTTグループ内における取引の透明性確保、並びに電気通信市場及び関連市場における公正競争確保の観点から大変重要であると考えており、特に法人市場におけるNTTグループの市場支配力の動向について、引き続き、注視の上、具体的な問題が認められる場合は、既存ルールの見直し等検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。 ○ 法人向けサービスも含め、市場検証会議において検証を実施し、具体的な問題が認められれば、必要な検討を実施することが適切と考えます。	無
意見3-2-28 NTTドコモとNTTコム等の連携等の影響についての競争分析は重要。その際、市場シェアの算出等に契約数等のデータを提出する必要がある場合は、可能な範囲で協力していく所存。		
<p>&lt;検証の在り方における対応の方向性&gt;  NTTドコモとNTTコム等の連携などによる影響について、競争分析を行うことは以下の観点から重要と考えます。その際、市場シェアの算出等に契約数等のデータを提出する必要がある場合は、当社としても可能な範囲で協力していく所存です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTTドコモの固定通信市場に対する大きな影響  例えば、FTTH市場において、NTTドコモは、弊社グループが20年近くかけて獲得したFTTH契約数を、わずか数年で逆転。2019年度第4四半期以降、トップシェアを有しており、2020年度第3四半期では20.1%となっている（ドコモ光の契約数は694万契約（※1））（※2）。</li> <li>NTTドコモは移動体事業に止まるどころか、固定事業でも大きく契約数を拡大し、固定通信市場で大きな影響力を有していることから、NTTコムの現事業（OCN等）との連携などによる市場影響が懸念される。</li> <li>（※1）NTTドコモ決算資料2020年12月現在</li> <li>（※2）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和2年度第3四半期（12月末））</li> </ul>	○ 市場検証の強化に当たり、市場の実態等を正確に把握するためには、広く関係事業者等からデータを取得していく必要があることから、ご意見にあるように「データを提出する必要がある場合は、（略）可能な範囲で協力して」いただけることは重要であると考えており、関係事業者等におけるデータ提出へのご協力を期待しております。 ○ 法人向けサービスについての検証項目や必要となるデータ等は様々考えられますが、具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議におい	無

- ・NTTコム等との連携などによる巨大な顧客基盤による影響  
 巨大な顧客基盤（9,974万超（※3））を背景とした一体的なサービス提供等により、NTTドコモの市場支配力が増大するとともに、隣接市場（NTTコムが強みを発揮する固定通信市場、法人市場等）にその市場支配力が影響を及ぼす懸念がある。  
 （※3）NTTドコモの携帯電話（8,175万契約）、ドコモ光（694万契約）、ぷららのISP（395万契約）にNTTコムのISP（OCN：710万契約）を加えると9,974万契約（NTT持株及びNTTドコモ決算資料（2020年12月現在））
- ・データセンター市場に対するNTTグループの影響  
 データセンター市場において、NTTコム及びNTTコムウェアの市場シェアを合算すると、高い市場シェアを有することになり、NTTドコモとの連携などによる影響が懸念される。



出所：富士カメラ総研『データセンタービジネス市場調査総覧』（2021年版）

※赤線囲みは当社で追記

【KDDI株式会社】

て検討を行っていくことが適切と考えます。

意見3-2-29 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適當。

- ・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡

○ 「意見0-1-9」に対する考え  
 方のおりです。

無

<p>大することは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul>		
<p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul>		
<p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p><b>意見3-2-30 法人向けサービス提供では、各レイヤで強みを有することが重要であり、契約数等にも基づく市場把握では実態を見誤る可能性。市場評価に有効な視点や各レイヤの競争力や市場支配力等も勘案した評価方法の検討が必要であり、その旨の追記等を要望。</b></p>		
<p>法人向けのサービス提供においては、通信レイヤに限らず各レイヤで強みを有することが重要であり、契約数や回線数にのみ基づく市場把握では実態を見誤る可能性があります。この点、「可能な範囲でデータを取得し、データが得られた範囲で、事業者別シェア等を算出する」とされていますが、シェアの算出の前に法人市場の評価に有効な視点や各レイヤの競争力や市場支配力等も勘案した評価方法の検討が必要です。</p> <p>したがって、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>関係事業者等で提供している法人向けサービスの概要を確認し、どの程度のデータが取得できるかを把握することで市場の評価に有効な視点を検討した上で、<u>各レイヤで電気通信事業者以外が提供する法人向けサービスとの関係・市場支配力等も検討しつつ</u>、(以下略)</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見も踏まえ、以下のとおり、報告書案32頁を修正します。</p> <p>関係事業者等で提供している法人向けサービスの概要を確認し、どの程度のデータが取得できるかを把握し、<u>検証の観点等について検討した上で、各レイヤにおける電気通信事業者以外が提供する法人向けサービスとの関係や電気通信事業者以外の市場支配力等も検討しつつ</u>、(略)</p> <p>○ 具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	<p>有</p>
<p><b>意見3-2-31 法人向けの相対契約の実態把握や他事業者の調達状況の把握については、同一基準での比較検証が困難と思われるため、競争分析をど</b></p>		

のようなデータを用いて行うべきか、更なる検討が必要。		
<p>&lt;検証の在り方における対応の方向性&gt;  なお、  「<u>法人向けとして契約約款によらず相対契約で通信契約を締結している携帯電話サービスについて、関係事業者の協力を得つつ、可能な範囲で契約の実態や競争状況を把握する。</u>」  との考えや  「<u>NTTドコモとNTTコムとのネットワークの一体化を行う場合は、市場検証会議等において、競争上の問題が新たに生じていないか、状況を継続的に注視していく必要がある。例えば、NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格のデータを得るほか、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況（他者調達の場合の調達先事業者、調達価格）のデータを得ることにより、継続的に確認していくことが考えられる。</u>」  との考えが示されていますが、法人向けの相対契約の実態把握や他事業者の調達状況の把握については、同じ基準での比較検証が困難だと思われることから、NTTドコモとNTTコム等の連携に係る競争上の影響分析をどのようなデータを用いて行うべきか、更なる検討が必要だと考えます。  【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 競争分析の方法等について更なる検討が必要とのご意見も踏まえ、「意見3-2-30」に対する考え方に記載のとおり、報告書案32頁を修正します。</p> <p>○ 具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えますが、市場検証の強化に当たり、市場の実態等を正確に把握するためには、広く事業者の協力を得てデータを取得していく必要があると考えます。</p>	有
<b>意見3-2-32 法人市場においては、様々な法人ニーズに応えるべく、各事業者がソリューション等を組み合わせ、多様なサービスを展開しているため、まずは、検証すべき分野や検証の重点項目等を検討した上で、検証を進めていくことが必要。また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入してきており、それらも含めた検証が必要。</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人市場においては、様々な法人ニーズに応えるべく、各事業者がソリューション等を組み合わせ、多様なサービスを展開しているため、まずは、検証すべき分野や検証の重点項目等を検討した上で、検証を進めていくことが必要と考えられ、例えば、今後成長が期待されるIoT向け通信サービス市場や移動固定融合型サービス市場等について検討することが考えられます。</li> <li>・ また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入しているため、それらのプレイヤーの状況も含めた検証が必要と考えます。  【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</li> </ul>	<p>○ 検証の重点項目等を検討すべきとのご意見も踏まえ、「意見3-2-30」に対する考え方に記載のとおり、報告書案32頁を修正します。</p> <p>○ 具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	有
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入しているため、それらのプレイヤーの状況も含めた検証が必要と考えます。  【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人市場においては、様々な法人ニーズに応えるべく、各事業者がソリューション等を組み合わせ、多様なサービス競争を展開しており、まずは、検証すべき分野や検証の重点項目等を検討した上で、検証を進めていくことが必要と考えられ、例えば、今後成長が期待されるIoT向け通信サービス市場や移動固定融合型サービス市場等について、検討を深めることが有用と考えられます。</li> <li>・ また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入してき</li> </ul>		

<p>ているため、それらのプレイヤーの状況も含めた検証が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人市場においては、様々な法人ニーズに応えるべく、各事業者がソリューション等を組み合わせ、多様なサービス競争を展開しており、まずは、検証すべき分野や検証の重点項目等を検討した上で、検証を進めていくことが必要と考えられ、例えば、今後成長が期待される IoT 向け通信サービス市場や移動固定融合型サービス市場等について、検討を深めることが有用と考えられます。</li> <li>また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入してきているため、それらのプレイヤーの状況も含めた検証が必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p><b>意見 3-2-33 NTTドコモとNTTコムとの間の法人営業の一体化に関し、公正性の確保について不安。</b></p>		
<p>&gt;29 頁 &gt;(a)法人営業の一体化に伴う課題 経営的にはメリットがあるかもしれないが、公正性の確保について不安がある。(公正競争の面についてはともかく、NTT コムに不適切な振る舞いを強いるのではないかと懸念する。)</p> <p style="text-align: right;">【個人 7】</p>	<p>○ いただいたご意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

## (b) ネットワークの一体化に伴う課題

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見 3-2-34 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不相当。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 「意見 0-1-9」に対する考え方とおります。</p>	<p>無</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>NTT 東西としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲</li> </ul>		

<p>で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<p><b>意見 3-2-35 賛同。NTTドコモのネットワークとNTT東西のボトルネック設備の一体化により、競争事業者にとっては不公平な競争環境となるため、認められるべきでない。</b></p>		
<p>賛同致します。NTTドコモ殿のネットワークとNTT東西殿のボトルネック設備が一体化することにより、競争事業者にとっては、ネットワークの開発期間や開発費用の面で不公平な競争環境となりますので、認められるべきでないと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ なお、本報告書案第3章2②(b)の「対応の方向性」においては、「仮にNTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、(略)引き続き、(略)NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきである」としており、また、「将来的には、(略)固定網と移動網のコア網の融合など、ネットワークの在り方が変化していくことも想定されており、そのような変化に対応した規制の在り方等についても、検討していく必要がある」としております。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 3-2-36 NTTドコモとNTTコム間のネットワークの一体化は不適切。事業における不適切さの排除の観点からの公正さについて不安。</b></p>		
<p>&gt;31 頁</p> <p>&gt;(b)ネットワークの一体化に伴う課題</p> <p>端的に言うと、ネットワークの一体化は不適切であると考えます。(NTTドコモがNTTコムの通信も監視等出来るようになってしまうと、非常に不安である。また、そもそも、NTTドコモとNTTコムとの一体化は、通信関係において適切さを崩壊させるほどの強力さがあると考えます。)</p> <p>それを解決するには、別系統の会社として存在させておくのが適切と考えるのであるが、NTTコムをNTTドコモの子会社とするのは不適切と考える。</p> <p>NTT持株の意見が出ているが、NTTドコモはNTTコムの通信を利用する形によって、事業展開が出来るのであるし、もし特段に通信回線を作ってもらいたい場合においても、共同して出資する等出来なくは無いらしいから、その形でのよいのではないかと考える。</p> <p>&gt;32 頁から 34 頁上までの分析について</p> <p>不正競争防止の観点からの公正さについてはともかく、それ以外の事業事務における不適切さの排除の観点からの公正さについては、かなり不安があると考えます。</p>	<p>○ 「意見 0-1-13」に対する考え方のとおりです。</p>	<p>無</p>

### ③ その他公正競争確保に係る課題

#### (a) 競争事業者の排除の懸念

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-2-37 NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化により、NTTグループ全体の利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれは高まると考えられるため、ボトルネック設備を保有するNTTグループ内での内部相互補助の有無を検証すべき。</p>		
<p>当社の課題認識は、ボトルネック設備に起因する独占的地位を利用したNTTグループ内の内部相互補助による競争事業者の排除です。NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化によって、NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれは高まるものと考えます。</p> <p>したがって、ボトルネック設備を保有するNTTグループ内で内部相互補助が行われていないかという観点から、検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ ご指摘の懸念は、本報告書案第3章2③(a)の「現状」に記載のとおり、従来から発生し得たものと考えられますが、今後、具体的な問題がないかについての検証を強化していくべきと考えます。</p>	無
<p>意見3-2-38 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適當。また、検証に当たっては、他の通信事業者からも必要な情報を収集したうえでの比較・検証が必要。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適當ではないと考えます。</li> <li>・ また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 「意見0-1-9」に対する考え方とおおりです。</p>	無
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西・NTTドコモは、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>・ NTT東西・NTTドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対</li> </ul>		

<p>応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモだけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。</li> <li>当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> <li>また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		

## (b) 研究開発に係る課題

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-2-39 NTT独自仕様や内部相互補助に関する問題を市場検証会議で扱うことに賛同。 NTT持株とNTTドコモの研究開発が一体的に行われ、ネットワーク設備等がNTT独自仕様で統一され、競争事業者との接続条件の非同等性が生じるおそれがあることから、次世代ネットワークのIOWN等において、競争事業者の接続が確実に確保できるように仕様を決定していくべき。</p>		
<p>NTT独自仕様や内部相互補助に関する問題を市場検証会議で扱うことについて、賛同いたします。 NTTは、過去、公社時代の研究所を承継し、NTT法によって、電気通信技術に関する研究成果の普及等を通じて、我が国の電気通信の発展に寄与することを義務づけられている事業者であり、研究開発成果の利用条件について、NTTドコモと他事業者間で同等性を確保することが求められています。 しかしながら、NTT持株とNTTドコモの研究開発が一体的に行われることで、NTT東・西とNTTドコモ・NTTコムとの間でネットワーク設備等がNTT独自仕様で統一され、競争事業者との接続条件の非同等性が生じるおそれがあることから、次世代ネットワークのIOWN等において、競争事業者との接続条件に非同等性が生じないように、競争事業者の接続が確実に確保できるように</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</li> <li>○ 本報告書案第3章2③(b)の「対応の方向性」に記載のとおり、「他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕様で統一される懸念についても、(略)新たに、市場検証会議等において、継続して注視</li> </ul>	<p>無</p>

<p>仕様を決めていくべきと考えます。</p>	<p>【KDDI株式会社】</p>	<p>していく必要がある」と考えます。 ○ また、本報告書案第4章3に記載のとおり、次世代ネットワーク構築に当たっては、「設計段階から必要な相互運用性を確保するための基本的な原則を定めておくなどルールを事前に明確にするよう、あらかじめ議論していく必要がある」と考えます。</p>	
<p>意見3-2-40 Beyond5G (6G) やIOWN構想の実現に向けては、NTTグループだけでグローバルに戦っていくことは困難。NTTグループとして、オープン・グローバルに取り組むを進めていく考えであり、他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕様の懸念は当たらない。むしろ、グローバルスタンダードを意識した取り組みを進める必要があり、国においても標準化に向けた後押し等を要望。 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不适当。なお、グローバルな視点も含め、研究開発競争の促進も重要であり、競争事業者からも必要なデータを情報収集し、比較・検証することが必要。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Beyond5G (6G) や IOWN 構想の実現に向けては、NTT グループだけでグローバルに戦っていくことはむしろ困難であり、国内外を問わず、幅広く、多くの方々にご利用いただくことを通じて、価値の最大化をめざすことが重要です。</li> <li>・ そのため、NTT グループとして、オープン・グローバルに取り組むを進めていく考えであることから、「他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕様で統一される懸念がある」との指摘は当たらないと考えます。</li> <li>・ むしろ、グローバルスタンダードを意識した取り組みを進める必要があり、国においても、標準化に向けた後押し等をお願いしたいと考えます。</li> <li>・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、そのための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> <li>・ なお、報告書案に記載のとおり、グローバルな視点も含め、研究開発競争をいかに促進していくべきかという観点も重要であり、当社だけでなく、競争事業者からも必要なデータを情報収集し、比較・検証することが必要と考えます。</li> </ul>	<p>【日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。 ○ 本報告書案第3章2③(b)の「対応の方向性」に記載のとおり、「グローバルな視点も含め、研究開発競争をいかに促進していくべきか」という観点も公正競争上重要」と考えます。 ○ 検証強化に係るご意見については、「意見0-1-9」に対する考え方のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2-41 NTTドコモの市場占有率は下落し、かつ競合するKDDI、ソフトバンクも1兆円以上の高収益を達成しており、NTT民営化・分割以降の公正競争はモバイル通信分野については十分機能している。一方、光ファイバ投資と研究開発への投資は、主要通信事業者の中でNTTが突出しており、競争関係にある他の通信事業者は投資を抑制し、NTTの光ファイバ基盤等を活用し、収益拡大を達成したといえる。公正競争を確保するための政策が、研究開発投資面での競争の乏しさを招いた現実を看過すべきでない。</p>			
<p>1. NTT民営化・分割以降の公正競争について (第3章 各課題についての検討 2. 各課題の対応の方向性 3 その他公正競争確保に係る課題(b)</p>		<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>研究開発に係る課題 1053-1060 行目について)</p> <p>NTT ドコモの市場占有率は 92/9 の 61%から、20/6 の 39%に下落し、かつ競合する KDDI、ソフトバンクも一兆円以上の高収益を達成しており、NTT 民営化・分割以降の公正競争はモバイル通信分野については十分機能していると判断できる。</p> <p>一方、光ファイバー投資と研究開発への投資は、主要通信事業者の中で NTT が突出している。これは、競争関係にある他の通信事業者は投資を抑制し、NTT の光ファイバー基盤等を活用し、収益拡大を達成したものといえる。</p> <p>公正競争を確保するための政策が、研究開発投資面での競争の乏しさを招いた現実を看過すべきでないと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人 6】</p>	<p>○ 本報告書案第 3 章 2 ③ (b) の「対応の方向性」に記載のとおり、「研究開発を担うべき主体は NTT だけでなく、他の MNO も積極的に研究開発に貢献していく役割を担っていくべき」であり、「グローバルな視点も含め、研究開発競争をいかに促進していくべきかという観点も公正競争上重要」と考えます。</p>	
--	---	--

### (c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 3-2-42 「市場検証会議等の場において、MNO 各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態を広く把握・検証したうえで、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく」ことについて賛同。</p> <p>禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、電気通信市場検証会議等の場における実態把握や検証、それに基づく議論、検討等を通じて、早期の実現を期待。</p>		
<p>公正競争確保の在り方に関する検討会議における当協会 MVNO 委員会からの意見等を踏まえ、「市場検証会議等の場において、MNO 各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態を広く把握・検証したうえで、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく」とされたことについて賛同いたします。</p> <p>MVNO の MNO グループ化が進展しているなか、第二種指定電気通信設備設置事業者（以下「二種指定事業者」）におけるグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないかといった点は、移動通信市場において多種多様な事業者による公正な競争環境を確保するという点からも非常に重要であると考えます。</p> <p>また、至近では別会社であったサブブランドやグループ内 MVNO を MNO 本体に吸収する動きが見られ、MNO 本体での新ブランドによる廉価プランを投入するなど、市場競争はさらに熾烈になっていることから、MNO やサブブランド、新ブランドによる廉価プラン、さらには MNO グループ内 MVNO と、それ以外の MVNO とのイコールフットイングの確保は、喫緊の課題であると考えます。</p> <p>この点、引き続き MNO が MVNO に対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MNO グループ以外の MVNO が公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行の NTT ドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの 3 社に対しても、電気通信事業法第 30 条に基づく禁止行為規制を適用することが必須であると考えて</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ いただいた御意見のような見解も踏まえ検討した結果として、本報告書案第 3 章 2 ③ (c) の「対応の方向性」に記載のとおり、「市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方については、まずは、市場検証会議等の場において、(略)実態を広く把握・検証した上で、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく必要がある」と考えます。</p> <p>○ 具体的な問題事例の有無など実</p>	無

<p>おります。</p> <p>この禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、電気通信市場検証会議等の場における実態把握や検証、それに基づく議論、検討等を通じて、早期に実現することを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>態の把握に当たっては、広く関係事業者等の協力が必要と考えており、関係事業者等における実態把握へのご協力を期待しております。</p>	
<p><b>意見3-2-43 規制の対象をNTTドコモ以外にも拡大しなければならないような環境変化は生じていない。</b></p>		
<p>禁止行為規制の趣旨は、市場支配力の濫用を未然に防止することであり、移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者の指定に当たっては、基本的な考え方に基づき、現在NTTドコモが指定されています。</p> <p>規制の対象をNTTドコモ以外にも拡大することなどが考えられるとありますが、直近の四半期データ(※1)を見ても、MNO3グループのシェアは、MVNO促進や新たなMNO参入等により、むしろ微減傾向にあります。</p> <p>(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和2年度第3四半期(12月末))</p> <p>電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポートにおいても、「MNO・MVNO別に移動系通信の契約数(最終利用者への提供に係るもの)の純増数をみると、2019年度においては、MVNOサービスの純増数(316万)がMNOサービスの純増数(301万)を上回る結果となっている」との評価結果や「MVNO契約数の対前年度末比増加率は、+14.7%となっており、前年度の増加率(+16.8%)を下回ったものの、依然としてMNO3グループより高い増加率を維持している」との評価結果が示されており、純増数や増加率において、MVNOはMNO3グループより高い数字を上げていることは明らかです。</p> <p>したがって、規制の対象をNTTドコモ以外にも拡大しなければならないような環境変化は生じていないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 「意見3-2-42」に対する考え方とおり、具体的には、今後、市場検証会議等において検討を行っていくことが適当と考えますが、実態把握に当たっての観点は様々なものが考えられるため、広く関係事業者等の協力が必要と考えており、関係事業者等における実態把握へのご協力を期待しております。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-2-44 変化の速い情報通信市場においては、規制は極力抑制的であるべきであり、NTTドコモに対する禁止行為規制の撤廃を要望。また、競争激化等により、NTTドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなく、NTTドコモだけに規制を課すことは不適当。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変化の速い情報通信市場に迅速に対応しながら、自由かつ柔軟に事業展開や連携を行い、利用者利便の向上等を実現するためには、規制は極力抑制的であるべきであり、企業に対して萎縮効果を生じさせない仕組みとすることが重要であることから、NTTドコモに対する禁止行為規制を撤廃していただきたいと考えます。</li> <li>・ また、以下のような競争激化等により、NTTドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなく、競争激化等により、NTTドコモだけに規制を課すことは適当ではないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ NTTドコモのMNPは減少が継続し、売上高・営業利益もMNO3社で最下位となっており、携帯電話等の契約数シェアは、分社時に約6割だったものが、現在は約4割以下まで減少しています。</li> <li>✓ また、通信モジュール(IoT向け)の契約数が急成長する等、今後のモバイル市場は、IoTを含む法人市場の重要性が増すものと想定しており、今後、5Gによる同時多接続・低遅延化の実現により、IoT市場の成長はさらに加速するものと考えます。</li> </ul> </li> </ul>	<p>○ 「意見3-2-42」に対する考え方とおり、具体的には、今後、市場検証会議等において検討を行っていくことが適当と考えますが、本検討会議では、事業法第30条による事前規制は、事業法第29条による事後規制とは別途必要であるとの意見があったところです。</p>	<p>無</p>

<p>✓ そうした中、法人事業で広く活用されている通信モジュールの契約数シェアは、KDDI 殿がトップシェア（40%超※）の状況と、決して、NTT ドコモが No.1 という状況ではありません。 ※出典：総務省 電気通信市場検証会議 電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 変化の速い情報通信市場に迅速に対応しながら、5Gを活用した他業種との柔軟な連携によりイノベーションを促進し、国際競争力を高めていくことが重要と考えます。そのため、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を萎縮させることのない仕組みとすることが重要であることから、当社に対する禁止行為規制を撤廃していただきたいと考えます。</li> <li>• また、以下のような競争激化等により、当社だけに競争優位性が認められる状況ではなくなっていること等を踏まえると、当社だけに規制を課すことは適当ではないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当社の MNP は減少が継続し、売上高・営業利益も MN03 社で最下位となっており、携帯電話等の契約数シェアは、分社時に約 6 割だったものが、現在は約 4 割以下まで減少しています。</li> <li>✓ また、通信モジュール（IoT 向け）の契約数が急成長する等、今後のモバイル市場は、IoT を含む法人市場の重要性が増すものと想定しており、今後、5G による同時多接続・低遅延化の実現により、IoT 市場の成長はさらに加速するものと考えます。</li> <li>✓ そうした中、法人事業で広く活用されている通信モジュールの契約数シェアは、KDDI 殿がトップシェア（40%超※）の状況と、決して、当社が No.1 という状況ではありません。 ※出典：総務省 電気通信市場検証会議 電気通信事業分野における市場検証に関する年次レポート（令和元年度）</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p><b>意見 3-2-45 NTTドコモは明らかに他のMNOとは状況が異なり、同社1社のみを市場支配的な二種指定事業者とする現状の維持が適切。</b></p>		
<p>禁止行為規制の対象事業者は「事業規模、ブランド力などの個社単体の総合的な事業能力を測定するための諸要因を踏まえ、総合的に判断する」※とされており、以下を踏まえればNTTドコモ殿は明らかに他のMNOとは状況が異なることから、同社1社のみを市場支配的な二種指定事業者とする現状を維持することが適切と考えます。</p> <p>※情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第69回)資料69-1「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案等に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方」(2016年1月19日)の【考え方3-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• NTTドコモ殿はボトルネック設備を有するNTT東西殿とNTT持株殿の下でもとより資本関係を有していたところ、今回の完全子会社化で一体化したこと</li> <li>• NTTドコモ殿は依然として40%超の市場シェアを有していること</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場支配的な二種指定事業者に対する規制は、移動系通信市場における市場支配力の濫用を防ぐ趣旨のものであり、規制対象事業者の指定に当たっては、移動系通信市場における市場シェア等、移動系通信市場における市場支配力を示す指標を考慮要素としていると承知しております。</li> <li>○ なお、本報告書案第3章2③(c)の「対応の方向性」に記載のとおり、「市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方については、まずは、市場検証会議等の場に</li> </ul>	<p>無</p>

	において、(略) 実態を広く把握・検証した上で、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく必要がある」と考えます。	
<b>意見 3-2-46 禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者の指定に当たっての基本的な考え方について、総合的な事業能力における考慮要素を見直すべき。</b>		
<p>なお、禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者の指定に当たっての基本的な考え方については、NTT持株・NTT東・西を含めたNTTグループの共同調達の条件付き容認や今回のNTTドコモの完全子会社化によるNTT東・西との資本100%結合等のNTTグループの一体運営の進展による影響等、電気通信市場における大きな環境変化を踏まえれば、総合的な事業能力における考慮要素を見直すべきと考えます。</p> <p>具体的には、ボトルネック設備を保有する事業者との</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係性（特定関係法人等）</li> <li>2. 共同調達の実施等、資本関係を通じた調達力、技術力、販売力等を考慮に入れるべきと考えます。</li> </ol> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	○ 「意見3-2-45」に対する考え方とおりは。	無
<b>意見 3-2-47 NTTドコモとNTTコムとの営業部門、ネットワーク及び組織等を一体化することは、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示すべき。</b>		
<p>今回、「市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制は、禁止行為規制で規律された特定関係法人との取引において、当該特定関係法人が行う業務を、二種指定事業者が合併・統合するなどして、当該取引が消滅することにより、規制の対象外となるという課題がある。」との考えが示されていますが、本来、NTTドコモとNTTコムとの営業部門、ネットワーク及び組織等の一体化は、NTTドコモによる特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いによるものであることから、既成事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	○ 「意見3-2-26」に対する考え方とおりは、直ちに禁止行為規制に違反するとはいえ、個別具体的な実態を踏まえる必要があると考えます。	無

#### (d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見 3-2-48 規制を潜脱するような間接取引が実際に発生していないかどうかの調査が必要。一方、潜脱行為の未然防止のため、禁止行為規制対象事業者に対し、ガイドライン等による措置を講じることが考えられる。なお、グループ内の連携の仕方により現行規制の潜脱が疑われることから、潜脱行為の未然防止のため、第二種指定電気通信事業者の禁止行為規制の対象となる事業者について、禁止行為規制対象事業者の特定関係法人を全て指定することも必要。</b></p>		

<p>また、NTTコムの事業がNTTレゾナントに譲渡された場合、NTT東西とNTTレゾナントとの間にファイアウォールを確保する必要があることから、NTT東西の特定関係事業者として新たにNTTレゾナントを指定する等、実態に即した措置が必要。</p>		
<p>規制を潜脱するような間接取引が実際に発生していないかどうかを把握するため、禁止行為規制対象事業者であるNTTドコモ及びNTT東・西からの仕入価格よりも低い価格で、NTTグループ内の他の事業者に再卸を行っているかについて調査することが必要です。</p> <p>一方、こうした再卸などの間接取引による潜脱行為を未然に防止するためには、禁止行為規制対象事業者に対して、グループ内の卸先事業者が仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行うことを契約書等で禁止することを、ガイドライン等で義務化するなどの措置を講じることが考えられます。</p> <p>なお、間接取引等、グループ内の連携の仕方によって現行規制の潜脱が疑われることから、未然に潜脱行為を防止するために、第二種指定電気通信事業者の禁止行為規制の対象となる事業者の指定について、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」によって定められた契約数の数値基準に関わらず、禁止行為規制対象事業者の特定関係法人を全て指定することも必要だと考えます。</p> <p>また、NTTコムの事業がエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下、「NTTレゾナント」という。）に譲渡された場合、NTT東・西とNTTレゾナントとの間にファイアウォールを確保する必要があることから、新たにNTTレゾナントをNTT東・西の特定関係事業者に指定する等、実態に即した措置を講じることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制の潜脱行為は様々な形態が想定されるため、ガイドライン等を設けて未然防止するのではなく、まずは事後的な検証を強化し、具体的な問題が認められれば、必要な検討を実施することが適切と考えます。</li> <li>○ なお、本報告書案第3章3（1）においては、「NTTグループ内での間接取引（略）により、（略）禁止行為規制等を潜脱するとの懸念が実態として現れたり」、NTTレゾナントを含め、「NTTグループ内の各社との間の電気通信役務に係る取引関係に変化が生じたりした場合（略）には、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について検討することが求められる」としております。</li> </ul>	無
<p><b>意見3-2-49 NTTドコモ完全子会社化等を契機に、NTTグループ内利益最大化を目的とした禁止行為規制等の潜脱行為のインセンティブが一層高まり懸念が明らかに増大しており、本報告書案の記載では不十分。潜脱行為について「現時点では確認されていない」とあるが、総務省において、どのような方法で当該判断に至ったのか等につき、具体的な記載を要望。</b></p>		
<p>本懸念は従来から発生し得たものの、着目すべきは今回のNTTドコモ殿の完全子会社化等を契機に、NTTグループ内利益最大化を目的とした禁止行為規制等の潜脱行為のインセンティブが一層高まり、懸念が明らかに増大している点であることから、本報告書案の記載では不十分と考えます。</p> <p>潜脱行為について「現時点では確認されていない」とありますが、総務省殿において、どのような方法で当該判断に至ったのか、また、NTTドコモ殿の完全子会社化の前後での当該確認方法の変更有無含め、検証は強化されたのか否かを具体的に記載いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご指摘の箇所は、これまでの市場検証では、禁止行為規制等の潜脱行為が確認されていないという趣旨になります。</li> <li>○ 禁止行為規制等の潜脱行為の検証強化については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適切と考えます。</li> <li>○ なお、NTTグループの利益最大化を志向しやすくなることのご懸念については、「意見2-1」に対す</li> </ul>	有

	る考え方のおり、報告書12頁を修正しています。	
<b>意見3-2-50 仕入価格よりも低い価格で再卸を行う場合には、卸元である禁止行為規制対象事業者からの販売奨励金等により、実質的に再卸価格が仕入価格を下回る場合も含めるべきであり、その旨の追記等を要望。</b>		
<p>仕入価格よりも低い価格で再卸を行う場合とは、①外形的に再卸価格が仕入価格を下回る場合に限定されるものではなく、例えば、卸元である禁止行為規制対象事業者が別途支払う販売奨励金等を支出することで、②実質的に再卸価格が仕入価格を下回る場合も含めるべきです。</p> <p>この点、「仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者」との記載では上記②が含まれるか否かが不明確であることから、下記修正案のおり修正すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b>  (略)禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っている(再卸価格が仕入価格を下回っていても、禁止行為規制対象事業者から別途卸先に支払われる販売奨励金等金銭を考慮すると再卸価格が実質的に仕入価格を下回っている場合を含む)ような事業者が存在するか否かについて、(以下略)</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>○ 具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行うっていくことが適切と考えます。</p> <p>○ なお、販売奨励金など、別途卸先に支払われる金銭としては様々な種類がありうると想定されるところ、まずは事後的な検証を強化し、検証に必要なデータの範囲を随時検討していくことが適切と考えます。</p>	無
<b>意見3-2-51 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不相当。また、検証に当たっては、他の通信事業者からも必要な情報を収集したうえでの比較・検証が必要。</b>		
<p>・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適切ではないと考えます。</p> <p>・ また、検証にあたっては、市場における競争実態等の把握や、事業者間の対応状況等の相対比較が必要になると考えられるため、当社だけでなく、他の通信事業者からも必要な情報を収集のうえ比較・検証することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</b></p>	<p>○ 「意見0-1-9」に対する考え方のおりです。</p>	無
<p>・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適切ではないと考えます。</p> <p>・ また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</b></p>		
<p>・ NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会</p>		

<p>議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズだけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> <li>また、MNOとMVNOとの間やMVNO間の競争状況をより精緻に把握・検証するためには、当社だけでなく競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		

### (e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-2-52 NTTドコモ完全子会社化により、NTTグループ全体の利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれは高まり、公平競争確保の観点から把握が必要なのは、NTTグループ内、特に、NTT東西とNTTドコモとの間の内部取引である。</p> <p>今後も、少なくとも現在NTTが開示しているセグメント情報は継続して開示するべきであり、併せて、NTTドコモのセグメント情報も継続した開示が必要。独占性の強いボトルネック設備を保有する企業グループは、グループ内各社のセグメント情報を可能な限り精緻に開示し、自ら経営上の透明性を確保するよう対応すべき。</p>		
<p>NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれは高まるものと考えます。</p> <p>例えば、NTT東・西のボトルネック設備に起因する独占的地位を利用して、FTTHサービスの卸価格を上げ、独占的利潤を以て、NTTドコモのモバイル料金を著しく引下げることで、競争事業者を排除することも可能となります。</p> <p>こうした反競争的行為を監視するために、公平競争確保の観点から把握が必要なのは、NTTグループ内、特に、NTT東・西とNTTドコモとの間の内部取引です。</p> <p>NTTグループ内の内部取引はセグメント情報で一定程度把握可能ですが、今後NTTグループのセグメント情報が簡素化された場合は、公正競争確保の観点から監視することが不可能となります。例えば、移動通信事業と地域通信事業がひとつのセグメントに包含された場合、NTT東・西とNTTドコモのそれぞれの取引が見えなくなることから、NTT東・西とNTTドコモの間で内部取引が</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご指摘の内部相互補助等の懸念は、本報告書案第3章2③(a)の「現状」に記載のとおり、従来から発生し得たものと考えられますが、今後、具体的な問題がないかについての検証を強化していくべきと考えます。</li> <li>○ 仮に、IR資料において、NTTグループの移動通信事業と地域通信事業が同一のセグメントに含まれるようになったとしても、事業法</li> </ul>	無

<p>行われていても外部からは把握することができません。少なくとも現在NTTが開示しているセグメント情報は継続して開示するべきと考えます。</p> <p>また、NTTドコモは、これまで有価証券報告書のセグメント情報においては、「通信事業」と「スマートライフ領域」という区分で開示を行っています。</p> <p>仮に、こうしたセグメント情報の開示がなくなると、NTT東・西とNTTドコモとの利益相反取引によって、NTTドコモの「通信事業」の利益が犠牲にされていたとしても、スマートライフ領域の収益でカバーできていれば、外部からは分からなくなります。そのため、取引の透明性の観点から、併せてNTTドコモのセグメント情報も継続することが必要です。</p> <p>独占性の強いボトルネック設備を保有する企業グループである場合は、グループ内各社のセグメント情報を可能な限り精緻に開示し、自ら経営上の透明性を確保するよう対応すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>上必要な会計情報は、事業法第24条等に基づき、別途公表されるように担保されていると承知しております。</p> <p>○ なお、本報告書案第3章2③(e)の「対応の方向性」においては、NTTドコモの上場廃止後においても、他社の公表データとの比較検証を行うために必要な情報については、引き続き、公開されるようにする必要がありますとしております。</p>	
<p><b>意見3-2-53 検証に必要な情報の例示として「各社データの定義を揃えるための情報」は不適切であるため、本例示の削除又は修正を要望。</b></p>		
<p>以下の理由から、検証に必要な情報の例示として「各社データの定義を揃えるための情報」は不適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• NTTグループ間での内部相互補助の有無の検証にあたり、必ずしも各社データが必須とは言えないこと</li> <li>• 各社データが必要な場合にも定義を揃えることまでは必ずしも必須とは言えず、比較に必要な情報が揃えば足りること</li> <li>• 定義を揃えるための各社調整に時間を要しかえって必要な検証が遅れる懸念があること</li> </ul> <p>このため、本例示を削除いただくか、少なくとも以下の修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>なお、現在の市場検証会議における検証においても、検証に必要な情報（各社データの<u>比較に必要な情報</u>など）</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、以下のとおり、報告書案44頁を修正します。</p> <p>なお、現在の市場検証会議における検証においても、検証に必要な情報（各社データの定義がまちまちであるところ、<u>具体的な相違が分かるようにするとともに、同じ基準で比較するために必要なを揃えるための情報</u>など）が得られていない場合があることから、(略)</p> <p>○ 具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行うことが適当と考えます。</p>	有
<p><b>意見3-2-54 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。また、検証に当たっては、他の通信事業者からも必要な情報を収集したうえでの比較・検証が必要。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• NTTドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> <li>• また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況を相対比較する必要がある場合には、NTT東西・NTTドコモだけでなく、競争事業者から必要</li> </ul>	<p>○ 「意見0-1-9」に対する考え方のとおりです。</p>	無

<p>な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</li> <li>また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p><b>意見3-2-55 賛同。NTTドコモよりこれまで通りの財務情報等の提供がなされることを総務省側で担保することを要望。</b></p>		
<p>賛同致します。NTTグループ内のファイアウォールの形骸化、及びNTTドコモ殿によるNTTグループ全体の資金力のレバレッジの懸念がある中で、NTTドコモ殿よりこれまで通りの情報（財務情報等）の提供がなされることを総務省側で担保されることを要望致します。具体的には、事業法第24条に基づく会計上は当然のこと、加えて他競争事業者が公表している情報との間に同等性が担保されるよう、ARPU等についての情報公開が上場廃止後も必要と考えております。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</li> <li>○ 本報告書案第3章2③(e)の「対応の方向性」に記載のとおり、NTTドコモの上場廃止後も、NTTドコモ以外の各社の公表データとの比較検証に必要な情報については、引き続き、公開される必要があると考えます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見3-2-56 NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題については、総務省がNTT持株を通して監督力を行使すべき。</b></p>		
<p>&gt;42 頁 &gt; (e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題 これについては、総務省がNTT持株を通して監督力を行使すればよいのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</li> </ul>	<p>無</p>

### 3-3 各論点に対する対応の進め方

#### (1) NTT東西の特定関係事業者への指定等について

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-3-1 NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコモを新たに指定することに賛同。また、禁止行為規制等を潜脱する懸念等は存在するため、総務省における継続的な注視を要望。</p>		

<p>NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者として速やかに指定することについて、賛同します。また、同項目において言及されている通り、NTT グループ内での間接取引により、規律の対象とならないグループ会社を用いて禁止行為規制等を潜脱する懸念等は論理的には存在するため、総務省におかれましては継続的に注視いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</li> <li>○ 電気通信市場における公正競争確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見 3-3-2 NTT 東西の特定関係事業者として、NTT ドコモを新たに指定することに賛同。NTT 東西の特定関係事業者として、NTT コムの指定を維持することは、公正な競争環境の確保に有効。</b></p>		
<p>NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者に指定することは、役員兼任の禁止により情報の流通に一定のファイアウォールを設けること、及び接続や電気通信業務に関し、NTT 東西が NTT ドコモ以外の事業者を公平に取扱うこと等を法令として規制することであり、公正な競争環境の確保に資するため、賛同いたします。</p> <p>また NTT ドコモと NTT コムのネットワークを一体化する場合等を見据え、NTT 東西の特定関係事業者としての NTT コムの指定を引き続き維持することは、市場支配力のある事業者間での不当に優先的な取扱いを規律することとなり、公正な競争環境の確保に有効であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見 3-3-3 NTT 東西の特定関係事業者として、NTT ドコモを新たに指定することに賛同。</b></p>		
<p>賛同致します。NTT 東西殿が接続業務を通じて知り得た情報を NTT ドコモ殿に流用する懸念や NTT 東西殿による NTT ドコモ殿に対する不当に優先的な取扱いの懸念があることから、NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</li> <li>○ なお、本報告書案第 3 章 3 (1) においては、「新たに NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要がある」としております。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見 3-3-4 電気通信市場の変化が急速であることを踏まえ、禁止行為規制等の潜脱行為等が既成事実化したり、公正競争環境の確保に必要な対応策が手遅れとならないよう速やかな対応が必要であり、その旨の追記等を要望。</b></p>		
<p>禁止行為規制等の潜脱の懸念の顕在化、取引関係の変化が認められた時点で、少なくとも検討自体は確実かつすみやかに着手されることが必要であり、例示されている NTT ドコモ殿の特定関係法人として追加指定される要件を満たす場合には、すみやかに指定追加が行われるべきです。</p> <p>とりわけ電気通信市場の変化が急速であることを踏まえると、潜脱行為等が既成事実化したり、公正競争環境の確保に必要な対応策が手遅れとなったりせぬよう対応が必要です。</p> <p>したがって、以下修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【修正案】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきと考えます。</li> <li>○ ご意見を踏まえ、以下のとおり、報告書案45頁を修正します。</li> </ul>	<p>有</p>

<p>また、2③(d)のように（略）には、<u>すみやかに</u>、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について検討することが求められる。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>また、2③(d)のように（略）には、<u>必要に応じ</u>、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、<u>実態に即した対応策について速やかに</u>検討することが求められる。</p>	
<p><b>意見3-3-5 既存ルール等で現状は問題ないが、具体的な問題が生じた場合には検討すべき。</b></p>		
<p>既存ルール等で現状は問題ないと考えておりますが、具体的な問題が生じた場合には検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきと考えます。</p>	<p>無</p>

## (2) NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見3-3-6 今般のNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化に際して、NTT持株は、過去のNTTドコモ分離に係る公正競争条件の「完全民営化」「出資比率の低下」を一方向的に反故にしたところ、現在の公正競争要件は法的に担保しないと遵守されないことをNTT自ら行動で示したものであり、必要な措置を取るべき。</b></p>		
<p>「<u>出資比率の低下以外の条件については、引き続き、NTTグループ各社において遵守される必要がある。</u>」とされていますが、今般のNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化に際して、NTT持株は、“法制度上の問題はない”として、過去のNTTドコモ分離に係る公正競争条件の「完全民営化」「出資比率の低下」を一方向的に反故にしました。</p> <p>このように公正競争条件があつたとしてもNTTが将来に渡って公正競争条要件を遵守する保証がなくなったこと、現在の公正競争要件は法的に担保しないと遵守されないことをNTT自ら行動で示したものであり、「おそれ」ではなく、「現に生じた問題」として必要な措置を取るべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 公正競争条件も含め、本報告書案第3章3(2)に記載のとおり、総務省において、「既存ルールについて引き続き適正に運用していくとともに、今後、具体的な問題がないかについての検証において、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルールの見直しについて検討する必要がある」と考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-3-7 NTTドコモとNTTコムとの営業部門、ネットワーク及び組織等の一体化は、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要。</b></p>		
<p>「<u>NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新たに、NTTドコモとNTT東西の間においても遵守される必要がある。</u>」とされていますが、NTTドコモとNTTコムとの営業部門、ネットワーク及び組織等の一体化は、NTTドコモによる特定の電気通信事業者に対す</p>	<p>○ 「意見3-2-26」に対する考え方とおり、直ちに禁止行為規制に違反するとはいえず、個別具体的な</p>	<p>無</p>

<p>る不当に優先的な取扱いによるものであることから、既成事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要があると考えます。 【KDD I 株式会社】</p>	<p>実態を踏まえる必要があると考えます。</p>	
<p><b>意見 3-3-8 既存ルール等の個別検証のみではなく、NTTドコモ完全子会社化による電気通信市場への影響を総括する総論的な検証が必要。毎年の検証で問題が生じた場合等には、直ちにNTTグループの在り方を含めた検討の実施が必要。</b></p>		
<p>「<u>毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。</u>」との考えが示されていますが、既存ルール等の個別検証のみではなく、今回のNTTドコモ完全子会社化による電気通信市場への影響を総括する総論的な検証が必要です。</p> <p>また、毎年の検証で問題が生じたり、NTTの一体化・統合が進展する等、今回の議論の前提が大きく変わることがあれば、直ちにNTTグループの在り方を含めて必要な検討を行うべきと考えます。 【KDD I 株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案においては、既存ルール等の遵守状況の検証を行い、検証を通じて競争上の課題が明らかになるなど既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきとするとともに、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行うべきとしております。</p> <p>○ 検証の在り方については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 3-3-9 出資比率の低下について、「その維持の必要性は薄れたものと考えられる」とあるが、関係者間で事前の議論が一切されず、本検討会議でも十分な説明がないまま事後的に容認されるべきでなく、今後、その他の条件についての前例となる懸念があるため、削除すべき。</b></p>		
<p>公正競争条件とされてきた出資比率の低下について、「その維持の必要性は薄れたものと考えられる」とありますが、過去の公な政策議論を経て決定された公正競争条件の反故について、関係するステークホルダーにおいて事前の議論が一切されず、本検証会議においても十分な説明がないまま事後的に容認されることは、本来認められるべきものではありません。このような事例が看過された場合、今後、「出資比率の低下」以外の条件についても同様の取り扱い(NTTグループによる一方的な公正競争条件の反故)を認める前例となる懸念が生じます。</p> <p>したがって、下記修正案のとおり取り消し線部分は削除すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>第1章2で記載したとおり、NTTに対しては累次の公正競争条件が課されてきた。こうした公正競争条件のうち、<u>出資比率の低下については、1990年代後半以降、事業法改正等により制度整備が図られてきていることや、1992年の移動体分離以降、電気通信市場の大きな環境変化が進んだこと等を踏まえれば、その維持の必要性は薄れたものと考えられる一方、出資比率の低下以外の条件については、引き続き、NTTグループ各社において遵守される必要がある。</u></p> <p>(略)出資比率の低下の条件を維持する必要性は薄れたと考えられるものの、これまでの考え方と同</p>	<p>○ 本報告書案第3章3(2)に記載のとおり、「公正競争条件のうち、出資比率の低下については、1990年代後半以降、事業法改正等により制度整備が図られてきていることや、1992年の移動体分離以降、電気通信市場の大きな環境変化が進んだこと等を踏まえれば、その維持の必要性は薄れたもの」と考えます。</p> <p>○ 一方で、「出資比率の低下の条件を維持する必要性は薄れたと考えられるものの、これまでの考え方と同様に、毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総</p>	<p>無</p>

<p>様に、毎年市場検証会議等において、継続的に検証を行い、(以下略)</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある」と考えております。</p>	
<p><b>意見3-3-10 既存ルールが維持されることについて賛同。総務省において、既存ルールの遵守状況の継続的な検証の徹底を要望。</b></p>		
<p>(2) NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持(1241行目)</p> <p>指定電気通信設備制度や禁止行為規制、累次の公正競争条件など、既存ルールが維持されることについて、賛同します。総務省におかれましては、既存ルールの遵守が図られていることについて、継続的な検証を徹底いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ 今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>これまでNTT再編成時においては、公正競争環境を確保すべく、累次の制度整備が図られてきたと認識しております。この点、NTT東西の固定分野における市場支配力、及びNTTドコモのモバイル分野における市場支配力は、依然として高いものであると考えており、今般のNTTドコモの完全子会社化や、今後予定されているNTTコムNTTドコモへの移管等の市場への影響を注視する上でも、NTT東西及びNTTドコモに対する既存ルール等の維持に賛同いたします。</p> <p>なお、既存ルール等では対応が困難な事象が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>賛同致します。既存ルール等の維持、検証の実施を引き続き要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		

### (3) 市場検証の強化

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見3-3-11 市場検証会議等における検証強化に賛同。</b></p>		
<p>① 地域において大きな市場支配力があるNTT東西とNTTドコモが一体化することは、地域でビジネスを行っているケーブルテレビ事業者にとって大きな脅威となります。このため、「<b>市場検証会議等における検証を強化する</b>」との対応の進め方に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-3-12 法人向けサービスの実態把握の強化に賛同。検証対象として、地域に閉じた固定ブロードバンドサービスや今後進展するローカル5G</b></p>		

<b>などを対象とするよう要望。その際、地域における競争環境の検証が不可欠であるため、地域単位の検証を要望。その旨の追記も要望。</b>		
<p>① 検討会議で意見を述べたとおり、電気通信市場検証会議などの場において、NTT ドコモの完全子会社化を踏まえ、法人向けサービスを地域毎に検証を行うなど法人向けサービスの検証を強化することや、今後進展するローカル5G について地域における競争環境の検証を行うことが必要と考えています。</p> <p>このため、市場検証対象の拡大として、「<u>法人向けネットワーク（WAN サービス等）市場やIoT 向け通信サービス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化する</u>」との対応の進め方に賛同いたします。</p> <p>② 具体的な検証対象の法人向けサービスとしては、<u>WAN サービスのカテゴリに含まれない、地域に閉じた固定ブロードバンドサービスや今後進展するローカル 5G などを対象としていただくよう要望</u>いたします。なお、これらの法人サービスの検証を行うにあたっては、<u>地域における競争環境の検証が不可欠</u>となりますので、<u>地域単位できめ細かな検証を行っていただくこと</u>を要望いたします。</p> <p>以上を踏まえ、以下のように修正を要望いたします。</p> <p>&lt; 修文意見（ハイライト・太字・下線が追記箇所） &gt;</p> <p>法人向けネットワーク（WAN サービス等）市場やIoT 向け通信サービス市場に限らず、<b>県や市町村などの地域内で提供されている固定ブロードバンドサービスや今後進展するローカル 5G などの</b>法人向けサービスの実態把握を強化することが考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ ご意見の①について、本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ご意見の②も踏まえ、以下のとおり、報告書案47頁を修正します。</p> <p>（略）法人向けネットワーク（WAN サービス等）市場やIoT向け通信サービス市場に限らず、<u>地域内で提供されているサービスや今後進展するローカル5Gなども含め、法人向けサービスの実態把握を強化することが考えられる。</u></p>	有
<b>意見3-3-13 新たに検証対象とすべきものとして「局舎ビジネス」や「ローカル5G」等が考えられることから、その旨の追記を要望。</b>		
<p>公正競争環境確保のために新たに検証対象とすべきものとして「局舎ビジネス」や「ローカル5G」等が考えられることから、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>検証対象の拡大としては、市場検証会議における市場分析において、NTTのみならず、必要に応じて、比較対象として他事業者等からもデータを取得したうえで、<u>例えば、法人向けネットワーク（WAN サービス等）市場やIoT 向け通信サービス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化すること等</u>が考えられる。また、グローバルな視点も持ちつつ、新たに、研究開発競争に係る状況を継続的に確認していくことも考えられる。<u>さらに、今後の5G/6G時代に活発化し得る局舎ビジネスやローカル5G市場等について、確認することも考えられる。</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ いただいた御意見も踏まえ、「意見3-3-12」に記載のとおり、報告書案47頁を修正します。</p>	有
<b>意見3-3-14 各地域市場での公正競争上の具体的な問題を継続的に確認していくことに賛同。市場検証会議等の場において、地域における市場検証の適切な実施を要望。</b>		
<p>① 現在の市場検証は全国単位となっており、地域単位で公正競争上の問題が発生していないか十分</p>	<p>○ ご意見の①について、本報告書案</p>	無

<p>な検証ができていないと考えられるため、「<u>各地域市場で競争事業者の排除など公正競争上の具体的な問題が発生していないか、継続的に確認していくことも考えられる</u>」との対応の進め方に賛同いたします。</p> <p>② 固定系通信市場においては、電力系事業者やケーブルテレビ事業者などが地域で競争を行っている状況にありますので、<u>市場検証会議等の場において、NTT 東西と電力系事業者やケーブルテレビ事業者との間で公正な競争環境が確保されているのか、地域における市場検証を適切に行っていたかどうかを要望</u>いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ご意見の②について、具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えますが、各地域市場も含め、市場検証を適切に実施していくことが必要と考えます。</p>	
<p><b>意見 3-3-15 各種検証は、まずは禁止行為規制対象事業者の客観的なデータに基づき行われるべきであり、他事業者等からのデータ取得は禁止行為規制対象事業者から提供されるデータのみでは検証が困難な場合に限るべき。その旨の追記等を要望。</b></p>		
<p>各種検証は、まずは禁止行為規制対象事業者の客観的なデータに基づく行われるべきであり、他事業者等からのデータ取得は禁止行為規制対象事業者から提供されるデータのみでは検証が困難な場合に限るべきと考えます。</p> <p>したがって、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>検証手法の見直しとしては、NTT 東西及びNTT ドコモにおける禁止行為規制の遵守状況等の確認について、<u>NTT からのデータのみでは検証できない場合には、必要に応じて、比較対象として他事業者等からも客観的なデータを取得し、それに基づく検証を行うことが考えられる。</u></p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 市場検証の強化に当たり、市場の実態等を正確に把握するためには、禁止行為規制対象事業者のみならず、広く事業者の協力を得てデータを取得していく必要があると考えます。</p> <p>○ 具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p><b>意見 3-3-16 市場検証会議では、まずは既存のルール等の遵守状況確認や現在の検証の不十分な点の解消が最も重要であり、少なくとも、今後数年間は、NTT ドコモ完全子会社化の影響やNTT グループに関連する規制の遵守状況検証を重点的に実施すべき。その旨の追記を要望。</b></p>		
<p>本検討会議は、第 1 回検討会議の資料 1-2 事務局説明資料 p.1 のとおり、「NTT はNTT ドコモの完全子会社化を目的としたTOBを実施（2020 年 11 月 17 日成立）。今後、NTT コムを含むグループ会社との連携強化についても検討予定」「一方、競争事業者はNTT ドコモの完全子会社化について、公正競争上の懸念を表明。2020 年 11 月 11 日、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等 28 者は、NTT ドコモの完全子会社化に係る意見申出書を総務大臣に提出」という状況を背景に開催され、NTT グループを巡る規制を中心に公正競争の在り方について議論されてきました。</p> <p>その中で、現状の市場検証会議における検証が不十分な部分があることや、NTT ドコモ殿の完全子会社化の動きによって現在の「禁止行為規制の遵守状況の検証」等を強化すべきことが判明し、以下のとおり取りまとめられています。</p> <p>「1（3）のとおり、禁止行為規制やサービス卸ガイドラインの遵守状況等については、市場検証会議等において毎年度検証を実施している。ただし、こうした既存ルール等に関する検証において、グループ内で内部相互補助が行われていないかという観点から、各グループ各社間におけるグループ内取引の実態等について、定量的なデータに基づいた検証が十分にできていないという課題がある」</p>	<p>○ 重点的検証の対象項目については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</p> <p>○ 禁止行為規制の遵守状況等の確認については、毎年度継続して実施しており、今後、禁止行為規制の遵守状況等の確認も含め、市場検証の内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。</p>	無

<p>(報告書案 968 行目)</p> <p>以上を踏まえると、市場検証会議においては検証対象の拡大よりもまずは既存のルール等の遵守状況確認や現在行われている検証の不十分な点の解消が最も重要であり、少なくとも、今後数年間の市場検証会議では、NTT ドコモ殿の完全子会社化の影響や NTT グループに関連する規制の遵守状況検証を重点的に実施すべきと考えます。</p> <p>したがって、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>検証の枠組みの見直しとしては、毎年度の検証項目のうち、特に詳細に又は集中的に検証する必要のある項目を重点的検証の対象と位置づけることが考えられる。<u>まずは、NTTドコモ完全子会社化等の動きを踏まえ、NTT東西及びNTTドコモにおける禁止行為規制の遵守状況等の確認を重点的検証の対象と位置づけることが考えられる。</u></p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>		
<p><b>意見 3-3-17 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適當。また、検証等に当たっては、競争事業者からも必要な情報を収集し比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適當ではないと考えます。</li> <li>• また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>○ 「意見 0-1-9」に対する考え方とおおりです。</p>	<p>無</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• NTT 東西・NTT ドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適當ではないと考えます。</li> <li>• また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモだけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【日本電信電話株式会社】</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必</li> </ul>		

<p>要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p><b>意見3-3-18 市場検証の見直し内容について具体的に示されたことに賛同。禁止行為規制の遵守状況の検証において、NTTのみならず他事業者からも比較対象としての客観的なデータを取得し検証することに賛同。他事業者からのデータ取得に当たっては、その負担への配慮が必要。なお、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方については、まずは実態把握・検証のうえで、必要に応じて更なる検討の実施を要望。検証の結果、問題が認められれば、速やかに必要な措置を要望。</b></p>		
<p>電気通信市場を取り巻く競争環境は大きな変化が生じている中、市場検証の強化に関して、検証対象の見直し、検証手法の見直し、及び検証手法の枠組みの見直しの内容について具体的に示されたことは、検証精度の向上に資するものであり、市場動向に速やかに対策を検討することができるため、賛同いたします。</p> <p>検証手法の見直しについて、NTT 東西及びNTT ドコモにおける禁止行為規制の遵守状況の検証において、NTT のみならず他事業者からも比較対象としての客観的なデータを取得し検証することは、より精緻な検証に資することから賛同いたします。他事業者からのデータ取得にあたっては、その事業規模等によっては、過度な負担となることも想定されるため配慮いただくことが必要と考えます。</p> <p>なお市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方については、本報告書にある通り、まずは実態把握・検証のうえで、必要に応じて更なる検討を行っていただくことが望ましいと考えます。</p> <p>検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、対応が事後的にならないよう速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場検証の強化に当たり、市場の実態等を正確に把握するためには、広く関係事業者等からデータを取得していく必要があることから、NTTのみならず他事業者からもデータを取得し検証することへの賛同のご意見は重要なものと考えており、関係事業者等におけるデータ提出へのご協力を期待しております。</li> <li>○ 検証の内容や取得するデータの範囲については、市場環境の変化や公正競争上の課題の状況、事業者の負担等に応じて、随時見直していくことが適当であると考えます。</li> <li>○ 具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見3-3-19 既存ルール等の維持と遵守が重要な中で、当面はこれまでの検証を維持しつつ、問題が発生した場合には検証を強化すべき。</b></p>		
<p>従来通り、既存ルール等の維持と遵守が重要な中で当面はこれまで通りの検証を維持しつつ、現に問題が発生した場合には検証を強化すべきと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</li> <li>○ 今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになる</li> </ul>	<p>無</p>

	など、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきと考えます。	
--	--	--

## ■第4章 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

### 4-1 想定される将来的なネットワーク

(該当意見なし。)

### 4-2 将来的なネットワークに対する事業者の見解

(該当意見なし。)

### 4-3 将来的課題等

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-3-1 将来のネットワークにおける規律の在り方の検討を行うことや、NTTグループ会社と同時期に同条件で接続事業者がネットワークを利用できるように設計段階からルールの明確化の議論を行うことが必要。 さらに、これらが構造的に発生しない措置の検討が重要であり、「NTT東西のアクセス分離」に関わる議論も必要。</p>		
<p>将来のネットワークの仮想化及びソフトウェア化に備え、光ファイバーやコロケーション等の従前の接続ルールに加えて、ネットワーク機能ごとの提供料金の在り方やAPI開放ルールなどの規律の在り方について検討が必要と考えます。</p> <p>また、IWON等次世代ネットワーク構築に当たっては、NTTコムやNTTドコモなどのNTTグループ会社と同じ時期に同じ条件で接続事業者が利用できるよう、設計段階からルールを明確にするための議論を進めることが必要と考えます。</p> <p>更に、こうした接続ルールの整備に加え、そもそもこうしたことが構造的に発生しない措置を検討することが重要であり、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」において、他事業者様が提示されております「NTT東西のアクセス分離」に関わる議論も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>○ ご意見のとおり、将来的なネットワークの変化に応じて、規律の在り方を検討すべきであり、本報告書案第4章3に記載のとおり、次世代ネットワーク構築に当たっては、「設計段階から(略)ルールを事前に明確化するよう、あらかじめ議論していく必要がある」と考えます。</p> <p>○ NTT東西のアクセス分離に関するご意見については、本報告書案第3章3(2)に記載のとおり、「毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な</p>	<p>無</p>

	<p>事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある」と考えます。</p>	
<p><b>意見4-3-2 将来的にも、NTT東西とNTTドコモの統合ネットワーク構築は明確に禁止されており、両社の統合ネットワークでなくとも両社のいずれかを含む統合ネットワークが構築される場合は、当該ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、相互運用性の確保などが必要。特に、NTT東西のボトルネック設備と一体的に構築されたネットワークに対しては、接続ルールの適用に加え、公正報酬率規制等の規律の検討が必要。</b></p>		
<p>累次の公正競争条件により、NTT東・西及びNTTドコモは、それぞれ独立したネットワークを構築するとされており、これらの条件については、引き続き遵守される必要があるとの考え方が示されたことに賛同いたします。</p> <p>将来的に仮想化技術等が導入されても、NTT東・西とNTTドコモのネットワークは独立して構築されるべきであり、NTT東・西とNTTドコモの統合ネットワークを構築することは明確に禁止されていると考えます。</p> <p>NTT東・西とNTTドコモの統合ネットワークでない場合であっても、市場支配力を有するNTT東・西又はNTTドコモを含む統合ネットワークが構築される場合は、当該ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層（収容局単位、県単位、集約（例：東京・大阪）単位等）で当該ネットワークへ接続できること、API連携で必要な時に必要な機能を利用できること、相互運用性の確保などが必要です。</p> <p>特に、NTT東・西のボトルネック設備と一体的に構築されたNTTの統合ネットワークに対しては、接続ルール（公平、透明、適正な接続条件）を適用すること、加えて、そのネットワーク上で提供される卸役務の利用料金（事業者間取引）には公正報酬率規制等の規律を検討することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案第3章2②(b)の「対応の方向性」においては、「仮にNTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、(略)引き続き、(略)NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきである」としており、また、「将来的には、(略)固定網と移動網のコア網の融合など、ネットワークの在り方が変化していくことも想定されており、そのような変化に対応した規制の在り方等についても、検討していく必要がある」としております。</p> <p>○ ご意見のとおり、将来のネットワークにおいても、相互運用性の確保が必要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見4-3-3 NTTドコモとNTTコムのネットワークの一体化は、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要。市場支配力の観点からも、NTTドコモとNTTコムの一体化は、公正競争の確保に大きな支障を及ぼすことから、禁止されるべき。</b></p>		
<p>NTTドコモとNTTコムのネットワークの一体化については、NTTドコモによる特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いによるものであることから、既成事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要があると考えます。</p> <p>市場支配力の観点からも、NTTドコモとNTTコムの一体化は、巨大な顧客基盤（9,974万超）の形成を意味するものであり、公正競争の確保に大きな支障を及ぼすことから、禁止されるべき</p>	<p>○ 「意見0-1-3」に対する考え方のとおり、直ちに禁止行為規制に違反するとはいえず、個別具体的な実態を踏まえる必要があると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見4-3-4 将来的なネットワークに対する今後の対応としては、接続ルールと同等の規律を設けるに当たって、既成事実の積み上げによってなし崩しにそれが実現不可能になることがないように、整理・検討は具体的な仕様が決まる前の段階で行われることが望ましい。NTT持株のロードマップによると、2021年には主な技術が実現し、2022年から具体的な仕様整備開始が計画されているところ、本報告書に将来ネットワーク関連の動きと、それに合わせた検討スケジュールについて明記すべき。</p>		
<p>将来的なネットワークに対する今後の対応としては、第6回検討会議での大谷構成員のご指摘のとおり、「接続ルールと同等の規律というものを設けるに当たって、既成事実の積み上げによってなし崩しにそれが実現不可能になることがないように」、整理・検討は具体的な仕様が決まる前の段階で行われることが望ましいと考えます。</p> <p>今後のネットワークに係る動きとして、NTT持株殿の「IOWN構想の実現に向けた技術開発ロードマップ」(2020年4月16日)によると、2021年には主な技術が実現し、2022年から具体的な仕様整備開始が計画されています。仕様整備が先行し、接続ルールと同等の規律が実現不可能となることを避けるためにも、本報告書に将来ネットワーク関連の動きと、それに合わせたスケジュールについて明記すべきです。</p> <p>以上を踏まえ、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>そのため、ネットワークを巡る環境変化を常に注視しつつ、各課題等についてそれぞれ検討を行っていくとともに、別途、ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設ける必要がある。<u>具体的には、NTTの「IOWN構想の実現に向けた技術開発ロードマップ」によると2022年から具体的な仕様整備開始が計画されており、既成事実が先行しないためにも、整理・検討を行う場は早々に開催される必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 将来のネットワークへの対応について、今後、実態が先行して公正競争確保のための制度整備が困難にならないように、総務省において必要な検討を行っていくべきと考えます。</p> <p>○ このため、以下のとおり、報告書案53頁を修正しております。</p> <p>(略) そのため、ネットワークを巡る環境変化を常に注視しつつ、<u>実態が先行して公正競争確保のための制度整備が困難にならないように</u>、各課題等についてそれぞれ検討を行っていくとともに、別途、ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設ける必要がある。</p>	<p>有</p>
<p>意見4-3-5 IOWNにおいては、APIやデータフォーマットの標準化等を行い、オープンにしていく考え。IOWN構想の実現のためには、NTTグループだけでなく、国内外の企業や研究機関との協業が必要不可欠。将来に向けたネットワークについて、その構成や技術的な仕様が不透明な中で規制の議論が先行しても、新たな技術の登場により議論の前提が変わる可能性や、議論自体が新たな技術の適用可能性を阻害するリスクがあることに加え、規制に対する萎縮効果等により、イノベーション創出へのインセンティブを低下させかねないことから、規制の議論を先行して行うことは不適切。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IOWNの3層モデル(オーバーレイソリューション、NWサービス、トランスポート)においては、多様なプレイヤーが、必要なものを、必要なときに、必要なだけ、迅速かつ最適に組み合わせ利用できることが求められるようになることから、各ICTリソース間のAPIやデータフォーマットの標準化等を行い、それらを実装し、オープンにしていく考えです。</li> <li>・ IOWN構想を実現し、ゲームチェンジを行っていくためには、NTTグループだけでなく、国内外の企業や研究機関との協業が必要不可欠であることから、Intel/SONY/当社が発起人となり、「IOWNグローバルフォーラム」を、2020年1月に設立したところです。</li> <li>・ IOWN構想やBeyond5G(6G)等の将来に向けたネットワークは、まだこれからの技術であり、様々な</li> </ul>	<p>○ 本報告書案第4章3においては、「これまでの規律がなし崩しになることを避けるため、設計段階から必要な相互運用性を確保するための基本的な原則を定めておくなどルールを事前に明確にするよう、あらかじめ議論していく必要がある」としておりま</p>	<p>無</p>

<p>プレイヤーが競争・連携しながら、自由かつ柔軟にイノベーションを創出していくことで、構築されていくものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの構成や技術的な仕様が不透明な中、ネットワークに対する規制の議論を先行して行ったとしても、新たな技術の登場により議論の前提が変わってしまう可能性や、議論自体が新たな技術の適用可能性を阻害してしまうリスクも想定されると考えます。加えて、規制に対する萎縮効果等により、各プレイヤーのイノベーション創出へのインセンティブを低下させかねないことから、規制の議論を先行して行うことは適切ではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これを踏まえ、総務省において、ルールを事前に明確化するための議論を行うなど必要な対応を行っていくことが適切と考えます。</li> </ul>	
<p><b>意見4-3-6 将来のネットワークを巡って大きな環境変化が予想されること、公正競争確保の観点及び規律の在り方について、全体的な整理や検討の場の設置に賛同。累次の規律整備の主旨を踏まえ、多くの事業者が競争可能となるよう柔軟かつ市場発展性のある議論を要望。</b></p>		
<p>将来のネットワークを巡る環境変化への対応においては、ネットワークの仮想化、固定と移動のネットワークの融合、通信市場とその関連市場の融合、ネットワーク設備を有しない主体の登場など、大きな変化が予想されます。これらの変化に対して公正競争確保の観点、及び規律の在り方について、全体的な整理や検討を行う場を設けることは、電気通信市場及び、その関連市場の発展に資すると考えられるため賛同いたします。</p> <p>これまで積み上げてきた累次の規律が整備されてきた主旨を踏まえ、将来の環境変化に多くの事業者が競争可能となるよう柔軟かつ市場発展性のある議論がなされることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。</li> <li>今後も引き続き公正な競争環境が確保されるよう、将来的なネットワークを巡る環境変化にも適切に対応していくための検討が行われる必要があると考えます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見4-3-7 グローバルな視野に立った競争に打ち勝つためには、NTTへの過度な規制には反対。過度な国による規制や、不適切な規制が競争力を削ぐリスクについては、十分注意する必要。国の規制のあり方は原則として市場の競争に任せ、監視体制を強化し、透明性を確保し、問題が発生した場合に事後的に対応する方式が望ましい。</b></p>		
<p>2. 競争力について (第4章 将来的なネットワークの統合等に伴う課題 3. 将来的課題等(ネットワークや市場の融合の進展への対応) 1403-1407 行目について)</p> <p>今回の検討会では、狭く限定された国内の通信サービス内での競争の公正性が検討されているが、大手外資系企業がクラウド、端末などにおける巨大な顧客ベース・設備等を活用し、通信事業分野にも進出しつつある。</p> <p>今後は、国内の通信事業者間における競争だけではなく、巨大なクラウド事業者との競争が激化する。</p> <p>こうした、国内だけではなくグローバルな視野に立った競争に打ち勝つためにはNTTへの過度な規制には反対である。また、国内市場で国内の通信事業者間の過度な競争を懲過することは、通信事業者の体力の消耗につながり、グローバルな市場での競争に耐えられないのではないかと危惧する。強いところをより強いの戦略が求められている。過度な国による規制や、不適切な規制が競争力をそいでしまうリスクについては、十分注意する必要がある。</p> <p>国の規制のあり方は原則として市場の競争に任せ、監視体制を強化し、透明性を確保し、問題が発生した場合に事後的に対応する方式が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいた御意見については、参考として承ります。</li> <li>グローバルな競争という視点も持ちつつ、国内における公正な競争環境も引き続き確保されるようにすることが重要と考えます。</li> </ul>	<p>無</p>

【個人6】		
意見4-3-8 単に公正競争確保の観点ではなく、別途ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設けるとの指摘には賛成。		
<p>3. 将来的なネットワークの統合に伴う課題について  (第4章 将来的なネットワークの統合等に伴う課題 3. 将来的課題等(今後の対応) 1423-1424 行目について) ネットワークの仮想化進展に伴い、通信事業にも従来のハードウェア主導から、クラウドを活用したソフトウェア主導の時代が来る。勿論競争を通じた技術革新とコスト低減は必要ではあるが、単に公正競争確保の観点ではなく、別途ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設けるとの指摘には賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	○ いただいたご意見については、本報告書案への賛同のご意見として承ります。	無

## ■参考資料

(該当意見なし。)

## ■その他

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>意見5-1</b>		
<p>e-Govの「受付締切日時」欄の「5日0時」は「6日0時」の誤記ではないか。意見公募要領で「意見提出期間」は「5日」までと規定されているから。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	○ 本報告書案に対する意見募集の期限は、令和3年4月5日中としておりました。	無
<b>意見5-2</b>		
<p>関西の人なら分かると思うんですが、「公正」が関西弁での「こうせい」に聞こえます。つまり「公正競争は」ではなく「こうせい競争は」と誤認し、自由が奪われたと勘違いします。</p> <p>「公正競争」は、その「公正」の範囲内ならどんな手段を使っても良いわけです。</p> <p>ですが「こうせい競争は」であれば、使っても良い手段は1つだけ、という意味になってしまいます。</p> <p>なので「公正」ではなく「平等」を使ってほしいです。</p>	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無

意見5-3

1. 電気通信市場検証会議（以下「市場検証会議」）の位置づけは検討の必要あり

本報告書案で示された各種課題への対処として、既存の市場検証会議を母体にし、継続的な市場注視、検証手法の強化、非公開情報の取得と非公開情報を取り扱うための会議体の設定などが示されています。

（市場検証会議の検証強化等により対応する主な課題）

- ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題
- ② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題
- ③ その他公正競争確保に係る課題 など

しかしながら、これらの機能を真に果たすためには市場検証会議の位置づけを見直す必要があると考えます。

具体的には、電気通信分野の政策を担う総務省殿の管轄下に置くのではなく、政策に対して、客観的に第三者の立場から評価を行うことが出来、提言を行うことが可能な検証母体の設立が必須と考えます。

・在るべき市場検証会議

項目	市場検証会議の現行の位置づけ（当方の認識）	在るべき市場検証会議
設置の法的根拠	なし	有する
管轄（庶務含む）	総務省総合通信基盤局	総務省以外の運営
政策提言の機能担保	なし	有する
調査権	なし	（一定範囲）有する

本検討においては、NTTグループによるNTTドコモの完全子会社化、その他グループ会社の再編を契機にして、事象発生の後追いの検討となってしまった経緯もあり、従来の枠組みにとらわれることなく、我が国の成長を支える電気通信市場の健全な競争環境を担保する最善の機会として捉えて頂き、検証体制の改革にまで踏み込んだ結論となることを強く要望します。

また、本報告書（案）において、「市場検証会議」と「市場検証会議等」の2通りの表記が数か所においてみられます。報告書案中、使い分けの定義がなされていないようですので、「市場検証会議等」に対する説明等適当な記述が必要と考えます。

- いただいた御意見については、参考として承ります。
- 本報告書案第3章3(3)においては、市場検証会議等における検証を強化する必要がある、「本報告書に記載した検証等の強化の内容を踏まえ、市場検証会議において、スケジュールも含めて検討の上、さらなる具体化を図る」などとしております。

無

<b>意見5-4</b>		
<p><b>2. 再意見書の募集を行う必要あり</b></p> <p>本報告書案に対しては、諸処の状況を鑑みると、多くの利害関係者から各々のポジションに基づいて、本報告書案の内容の適否を問う意見の発出があるものと想定されます。</p> <p>繰り返しになりますが、日本における電気通信市場の公正競争確保の方向性を決める重要な検討です。十分に議論を尽くす必要があると考えます。</p> <p>したがって、本報告書（案）への意見募集で収束させるのではなく、少なくとも再意見の募集や必要な場合には議論を尽くすための再度のヒアリング等について、是非行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 本検討会議においては、関係事業者等へのヒアリングを第1回会合から第5回会合にかけて実施し、同一事業者から複数回ヒアリングを行うなど、丁寧に意見を伺ったものと承知しております。</p>	<p>無</p>
<b>意見5-5</b>		
<p>この「公正競争確保検討会議」が設置される前に何があったかと言えば、澤田NTT社長と菅総理、谷脇前総務審議官が闇取引を行い、NTTが政府の要望どおり携帯料金を値下げする見返りに、政府はNTTによるドコモの完全子会社化を容認するというものでしょう。文春の接待報道でこれが露見しました。政府は公正であるべき行政を捻じ曲げたと言わざるを得ません。NTTがMVNOのOCNモバイルONEをドコモショップで販売させドコモとNTTコミュニケーションズを合体させようとしていたのを直前で止めたのもそれが原因でしょう。接待問題解明のためのNTTと総務省の第三者検証委員会が終了しホトボリが冷めたら再開するつもりなのかもしれませんが。国民を愚弄しているではありませんか。</p> <p>闇取引の過程で国家公務員倫理規程に違反する接待が繰り返されています。しかも、東北新社の場合は一般会社の幹部と総務省幹部の間での贈収賄という構図でしょうが、NTTの場合はNTT法で公務員に準じる身分の社長と総理・総務省幹部の間での不正取引です。相当にタチが悪いと言わざるを得ません。刑法上の贈収賄罪に当たる可能性があるのではないのでしょうか。本会議の委員は公正競争の確保を云々する前に両者を刑事告訴すべきではありませんか。</p> <p>闇取引をカムフラージュするために、「公正競争確保検討会議」を設置したのでしょうが、第一回目から第六回目の今回の「報告書（案）」まで谷脇氏が在職して全面的に関与しており茶番です。「報告書（案）」自体をチャラにして、今回のような大問題は37社の意見書にあるように、「情報通信審議会」において「公開で議論」を行っていただきたい。</p> <p>また、37社の意見書に「総務省はNTTがドコモを完全子会社化したことに関し見解を公表せよ」とありますが、谷脇氏が在職していましたから総務省から見解など出る訳がない。「報告書（案）」にはそのカケラもない。総務省には改めて見解を公表していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ 「意見0-1-1」に対する考え方とおおりです。</p>	<p>有</p>
<b>意見5-6</b>		
<p>・507行目「事業法31条」は「事業法第31条」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。</p> <p>・618行目「あたって」は「当たって」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、本報告書案の記載を一部見直しました。</p>	<p>有</p>

。30ページの脚注24の1行目の半角「IoT」と同2行目の全角「I o T」とは、どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。

- ・1142行目「NTT レゾナント」は「エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「NTT レゾナント」という。）」のほうがよいと思います。
- ・1239行目「のとおり」と1254行目「に記載のとおり」とは、どちらかに記載を統一したほうがよいと思います。

【個人5】

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ございました。